

第 5 次 岸 和 田 市 障 害 者 計 画



第 6 期 岸 和 田 市 障 害 福 祉 計 画 ・ 第 2 期 岸 和 田 市 障 害 児 福 祉 計 画

(案)

令和 3 (2021) 年 3 月

岸 和 田 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障害福祉をめぐる国の動き	1
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の位置づけ	4
6. 計画の策定体制	5
(1) 岸和田市障害者施策推進協議会	5
(2) 障害福祉・障害児福祉に関するアンケート	5
(3) 第5次障害者計画、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に向けたアンケート ..	5
(4) 意見聴取（パブリックコメント）の実施.....	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況と課題	6
1. 人口の推移.....	6
2. 障害のある人の状況	8
(1) 障害者手帳所持者数の推移	8
(2) 医療受給者からみた障害のある人の状況	15
(3) 障害のある児童の療育・保育・教育の状況	16
3. 障害のある人の生活の様子と課題	19
(1) 「障害福祉・障害児福祉に関するアンケート調査」から見るニーズと課題	19
(2) 「計画策定に向けた団体アンケート調査」から見るニーズと課題	27
(3) 「第4次岸和田市障害者計画」における施策の評価.....	29
第3章 障害者計画の基本的な考え方（令和3～8年度）	32
1. 計画の基本理念	32
2. 施策の体系.....	33
3. 重点課題	36
第4章 施策・事業の展開（令和3～8年度）	37
基本目標Ⅰ ともに生き、支えあう地域社会を実現する	37
1. 障害に対する理解の促進.....	37
2. 障害のある人の尊厳の保持.....	39
3. 安心・安全対策の推進	42
4. 情報提供・コミュニケーション支援の充実.....	44
基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばす	45
1. 早期発見・早期療育の推進.....	45
2. 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実.....	46
3. 休日や放課後活動の充実.....	48
4. 生活支援の充実	49
基本目標Ⅲ こころと体の健康を育み、命を大切にする	50

1. 保健・医療の充実.....	50
2. こころの健康づくり	52
基本目標Ⅳ 生きがいを持ち、活力のある生活を送る	53
1. 就労支援の充実	53
2. 社会参加・余暇活動の促進.....	55
基本目標Ⅴ いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる	57
1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた支えあいのしくみづくり.....	57
2. 福祉サービスの充実	59
3. 人にやさしいまちづくりの推進.....	61
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画（令和3～5年度）	63
1. 国の基本指針・府の基本的な考え方	63
2. 第6期障害福祉計画における成果目標.....	64
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	64
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	65
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	66
（4）福祉施設から一般就労への移行等	67
（5）相談支援体制の充実・強化等.....	69
（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	69
3. 第2期障害児福祉計画における成果目標	71
（1）障害児支援の提供体制の整備等	71
第6章 事業計画（令和3～5年度）	74
1. 障害者総合支援法等にもとづくサービス事業体系.....	74
2. 第6期障害福祉計画/障害福祉サービス等の見込量と確保策	75
（1）訪問系サービス.....	75
（2）日中活動系サービス	80
（3）居住系サービス.....	89
（4）相談支援.....	92
（5）発達障害者等に対する支援【新規】	95
（6）精神障害に対する支援体制【新規】	96
（7）相談支援体制の充実・強化のための取り組み【新規】	97
（8）障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み【新規】	98
3. 第6期障害福祉計画/地域生活支援事業の見込量と確保策.....	99
（1）必須事業.....	101
（2）任意事業.....	110
4. 第2期障害児福祉計画/障害児支援の見込量と確保策	112
（1）障害児通所支援、障害児相談支援等.....	112
（2）子ども・子育て支援事業計画との連携	115
第7章 計画の推進に向けて	119

1. 計画の推進体制	119
2. 計画の進行管理	120
参考資料.....	121
1. 計画の策定経過	121
2. 岸和田市障害者施策推進協議会.....	123
（1）岸和田市障害者施策推進協議会規則.....	123
（2）令和2（2020）年度岸和田市障害者施策推進協議会委員名簿	124
3. 用語の説明.....	125

本文中に（※）のある用語等については、参考資料の「用語の説明」に内容の説明を掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成9（1997）年に第1次障害者計画を策定以降、平成19（2007）年には第2次障害者計画と第1期障害福祉計画、平成24（2012）年には第3次障害者計画と第3期障害福祉計画を一体的に策定したのち、平成27（2015）年に第4期障害福祉計画、平成29（2017）年に「第4次岸和田市障害者計画」、平成30（2018）年に「第5期岸和田市障害福祉計画・第1期岸和田市障害児福祉計画」を策定し、「だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会」を基本理念に、様々な障害者施策を推進してきました。

このたび、それぞれの計画について計画期間が令和2（2020）年度で終了することから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和3（2021）年度を初年度とする「第5次岸和田市障害者計画・第6期岸和田市障害福祉計画・第2期岸和田市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を新たに策定します。

2. 障害福祉をめぐる国の動き

平成29（2017）年3月の第4次岸和田市障害者計画策定以降、平成30（2018）年度からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害^{（※）}に対応した地域包括ケアシステム^{（※）}の構築、障害児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。一方で、令和2（2020）年6月には社会福祉法の改正・施行により、属性や世代を問わない包括的な支援体制の整備やそのための重層的支援体制整備事業が定められたところです。

また、平成30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」施行、直近では令和2（2020）年4月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行等、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

《障害福祉をめぐる国の動き》

年	内容
平成18(2006)年	障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)を採択
平成19(2007)年	障害者権利条約に署名(平成19年9月28日)
平成21(2009)年	障害者制度改革推進会議
平成23(2011)年	改正障害者基本法の施行(平成23年8月5日)
平成24(2012)年	改正児童福祉法の施行(平成24年4月1日) 障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)
平成25(2013)年	障害者総合支援法の施行(平成25年4月1日) 障害者優先調達推進法の施行(平成25年4月1日)
平成26(2014)年	障害者権利条約の批准(平成26年1月20日)
平成27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28(2016)年	障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法施行(平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行(平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(平成28年8月1日)
平成30(2018)年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行(平成30年4月1日) 改正社会福祉法施行(平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行(平成30年6月13日) 障害者基本計画(第4次計画)
令和元(2019)年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)
令和2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行(令和2年4月1日) 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和2年6月19日) 改正社会福祉法施行(令和2年6月12日)

3. 計画の対象

障害者基本法第2条において、障害のある人を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

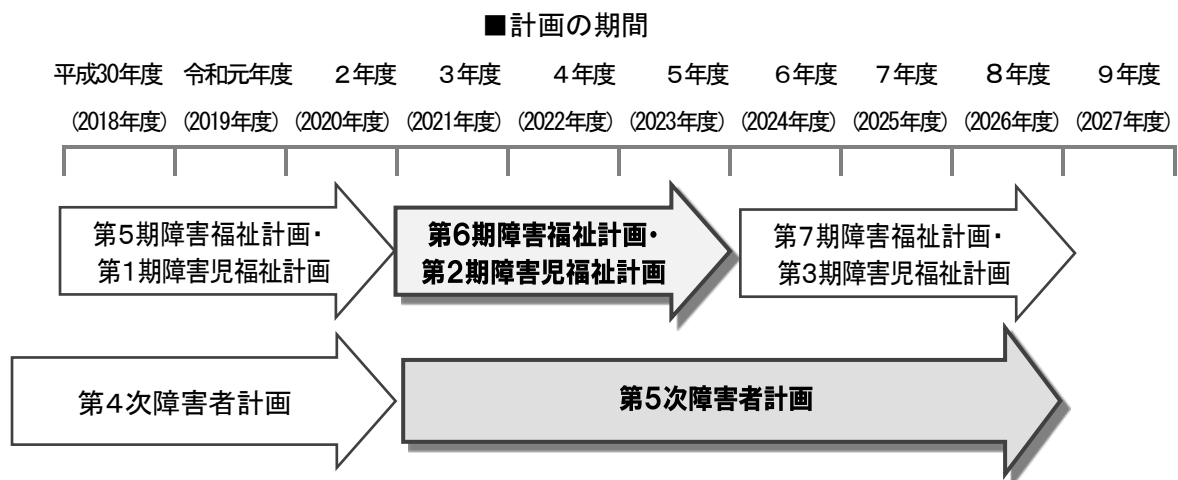
本計画の対象は、法の規定に基づき、障害者手帳を持つ人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人すべてとして、高次脳機能障害^(※)のある人や難病^(※)患者等も含みます。

4. 計画の期間

第5次障害者計画は、令和3年（2021）度から令和8年（2026）度までの6年間を計画期間とします。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、令和3年（2021）度から令和5年（2023）度までの3年間を計画期間とします。

なお、いずれも関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズ^(※)の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の位置づけ

○ 障害者計画【6か年計画】

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針等を定める計画です。

○ 障害福祉計画【3か年計画】

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○ 障害児福祉計画【3か年計画】

児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



6. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、計画の円滑な推進を図るため、「岸和田市障害者施策推進協議会」を中心に市民の参画を得るとともに次のような機会を経て、市民ニーズを踏まえ、策定しました。

(1) 岸和田市障害者施策推進協議会

学識経験者、障害者（児）団体、社会福祉関係者、サービス提供事業者、医療機関関係者、市民委員（20名）による「岸和田市障害者施策推進協議会」において、審議を行いました。

(2) 障害福祉・障害児福祉に関するアンケート

計画の策定にあたり、基礎資料として、また、今後の本市の障害福祉施策の推進にあたって参考とさせていただくため、生活の様子や福祉サービス等の利用状況、生活支援に対する意見等を把握することを目的として、障害のある児童及び障害のある人のそれぞれを対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 第5次障害者計画、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に向けたアンケート

障害者施策に関するニーズや課題を把握するため、当事者団体・関係機関等に対するアンケートを実施しました。

(4) 意見聴取（パブリックコメント）の実施

計画素案について広く市民の意見を募集し、その意見を計画に反映するため、令和3（2021）年1月15日（金）から2月15日（月）まで、実施しました。閲覧場所は、障害者支援課、子育て支援課、広報広聴課情報公開コーナー、福祉総合センター、東岸和田・山直・春木・八木・桜台の各市民センター、山滝支所としたほか、市ホームページに掲載しました。

第2章 障害のある人を取り巻く状況と課題

1. 人口の推移

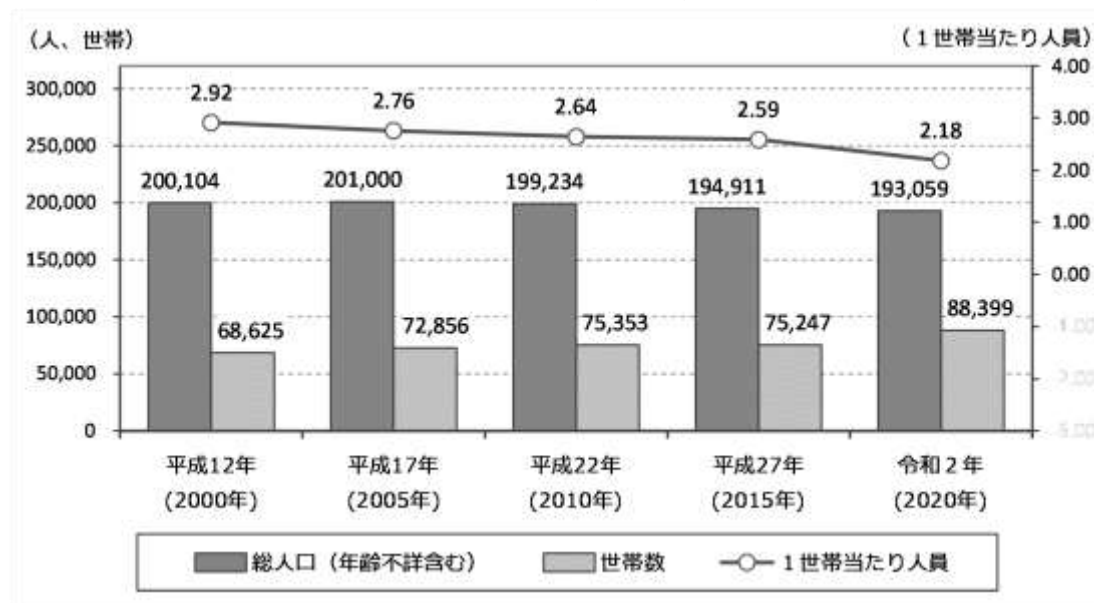
平成12(2000)年以降の本市の総人口の推移をみると、平成17(2005)年の201,000人をピークに以降、減少傾向にあり、令和2(2020)年には193,059人となっています。

総世帯数については平成22(2010)年までの増加傾向から平成27(2015)年に一度減少したものの、令和2(2020)年では増加に転じています。1世帯当たりの人員は、平成12(2000)年の2.92人から令和2(2020)年では2.18人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。

年齢3区分別の人口構成比をみると、0～14歳の年少人口は緩やかに減少しており、平成12(2000)年の16.3%から令和2(2020)年には12.6%となっています。

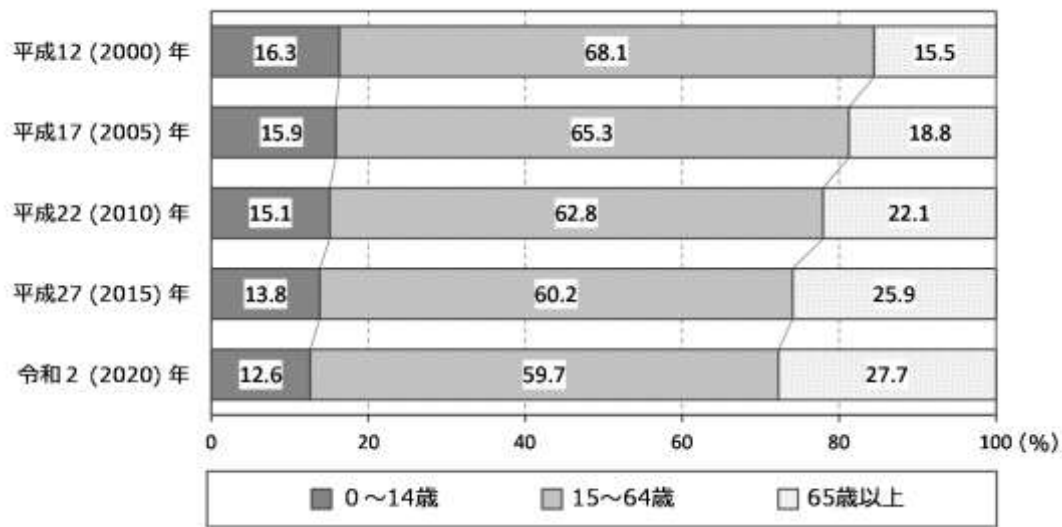
一方、65歳以上の高齢人口は大きく増加を続けており、平成12(2000)年の15.5%から令和2(2020)年には27.7%となり、引き続き本市でも少子高齢化が進んでいます。

◆総人口・総世帯数の推移◆



資料：平成12～27年：国勢調査、令和2(2020)年：住民基本台帳(10月1日現在)

◆年齢3区分別人口構成比の推移◆



資料：平成12～27年：国勢調査、令和2(2020)年：住民基本台帳（10月1日現在）

（単位：人）

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口（年齢不詳含む）	200,104	201,000	199,234	194,911	193,059
0～14歳	32,579	31,917	30,004	26,903	24,386
15～64歳	136,022	131,273	124,918	117,058	115,172
65歳以上	31,038	37,691	43,834	50,357	53,501
年齢不詳	465	119	478	593	0
総人口（年齢不詳除く）	199,639	200,881	198,756	194,318	193,059
人口構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	16.3%	15.9%	15.1%	13.8%	12.6%
15～64歳	68.1%	65.3%	62.8%	60.2%	59.7%
65歳以上	15.5%	18.8%	22.1%	25.9%	27.7%
世帯数	68,625	72,856	75,353	75,247	88,399
1世帯当たり人員	2.92	2.76	2.64	2.59	2.18

資料：平成12～27年：国勢調査、令和2(2020)年：住民基本台帳（10月1日現在）

※人口構成比は、年齢不詳を除いた総人口における構成比。

2. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数の推移

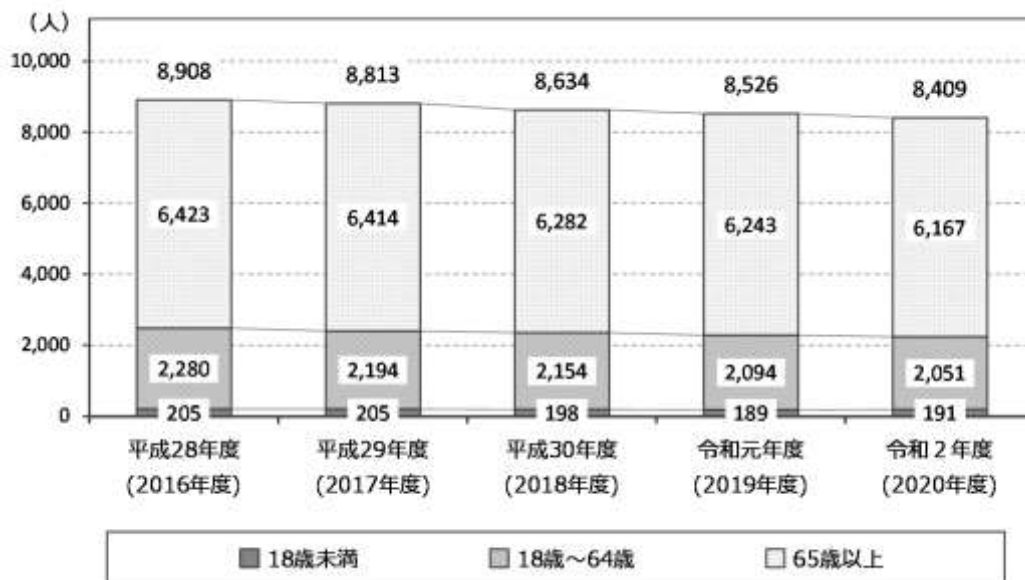
身体障害者手帳所持者数の平成 28（2016）年度以降の推移を見ると、手帳所持者の総数は減少傾向で、平成 28（2016）年度の 8,908 人から令和 2（2020）年度では 8,409 人となっています。各年齢層別に見ても同様に減少の傾向にあります。

等級別でみると 1 級・2 級を合わせた重度の人は、令和 2（2020）年度では 3,743 人で、前年度に比べ、やや減少しています。身体障害者手帳所持者総数に占める割合は、平成 28（2016）年度の 42.8%から令和 2（2020）年度では 44.5%と、緩やかな増加傾向にあります。

障害部位別で見ると、各年度とも「肢体不自由^(※)」が最も多く、次いで「内部障害^(※)」となっています。「肢体不自由」のみ減少傾向にありますが、そのほかは概ね横ばいです。

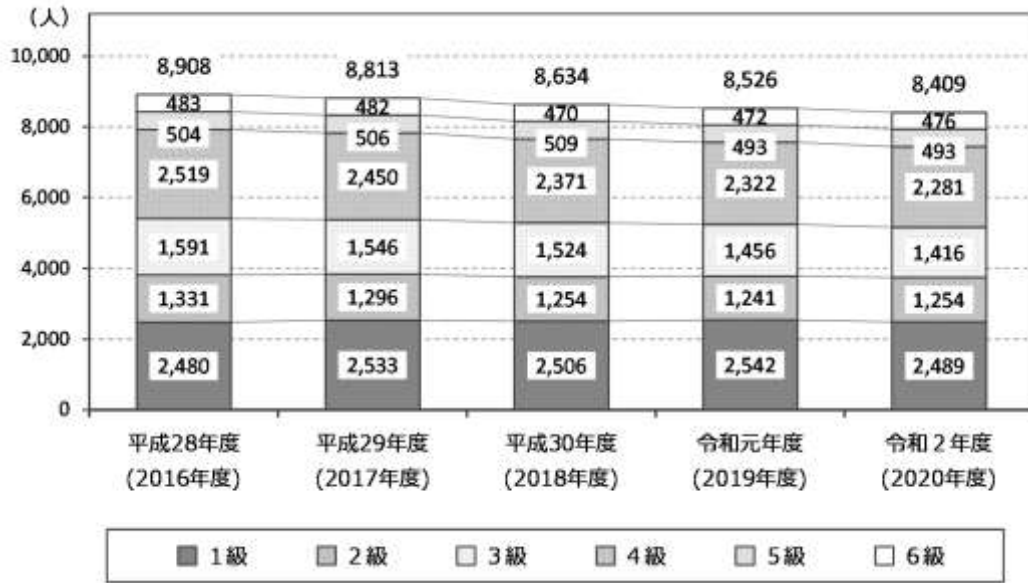
また、平成 28（2016）年度以降の身体障害者手帳所持者の対人口割合の推移を見ると、令和 2（2020）年度にかけて緩やかな減少傾向にあります。

◆身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）◆



資料：障害者支援課（各年度 4 月 1 日現在）

◆身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）◆

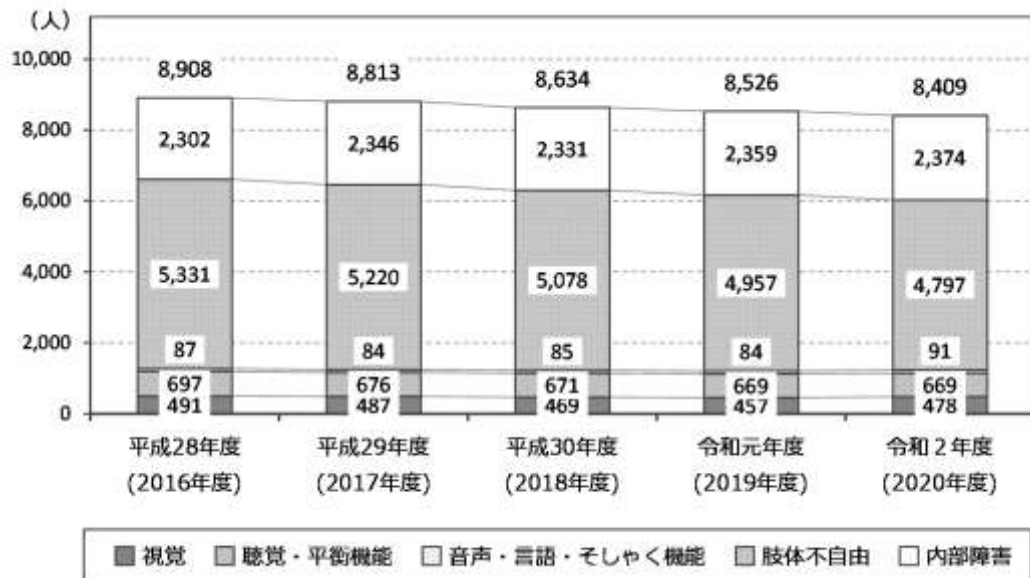


◆総数に占める1・2級所持者の割合の推移◆

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
1・2級所持者の割合	42.8%	43.4%	43.5%	44.4%	44.5%

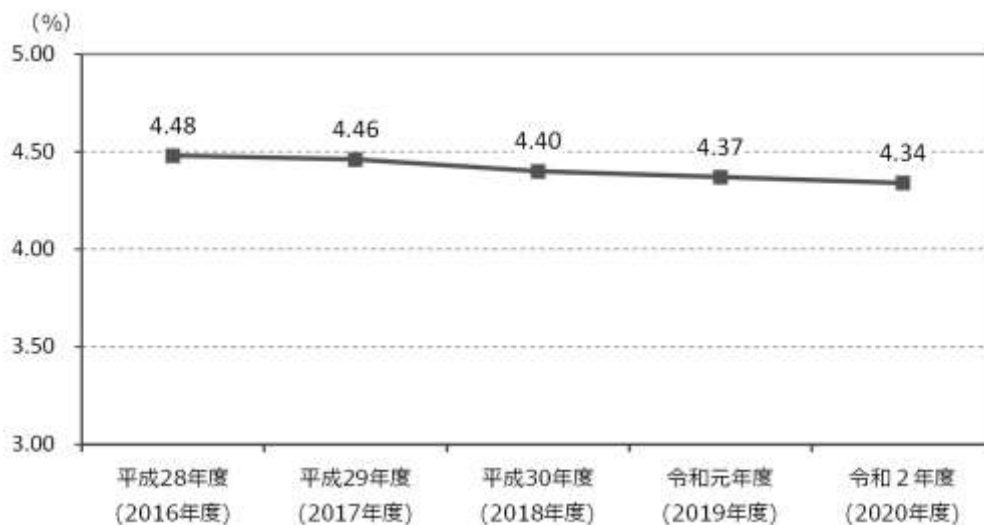
資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

◆身体障害者手帳所持者数の推移（障害部位別）◆



資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

◆人口に占める身体障害者手帳所持者の割合の推移◆



資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

<人口>住民基本台帳（各年度4月1日現在）

② 療育手帳所持者数の推移

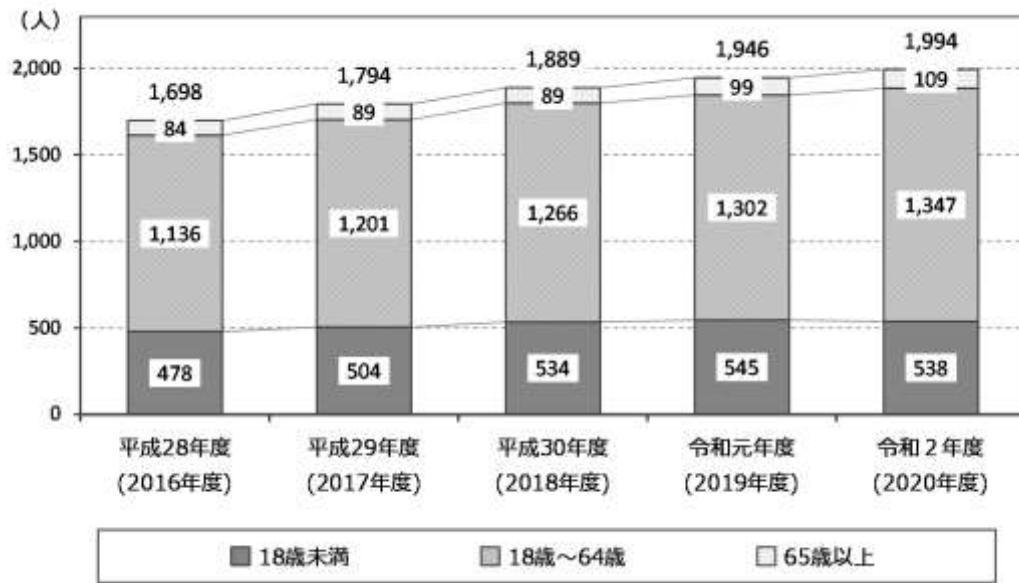
療育手帳所持者数の平成28（2016）年度以降の推移を見ると、手帳所持者の総数は増加を続け、令和2（2020）年では1,994人となっています。

年齢階層別で見ると、18歳未満は平成30（2018）年度以降ほぼ横ばいで推移しているのに対し、18歳以上は40～70人前後の増加が続いています。

等級別で見ると、A判定（重度）の人は、令和2（2020）年度では798人で、平成30（2018）年度以降横ばいとなっています。療育手帳所持者総数に占める割合は、平成28（2016）年度の44.7%から令和2（2020）年度では40.0%と、減少傾向にあります。

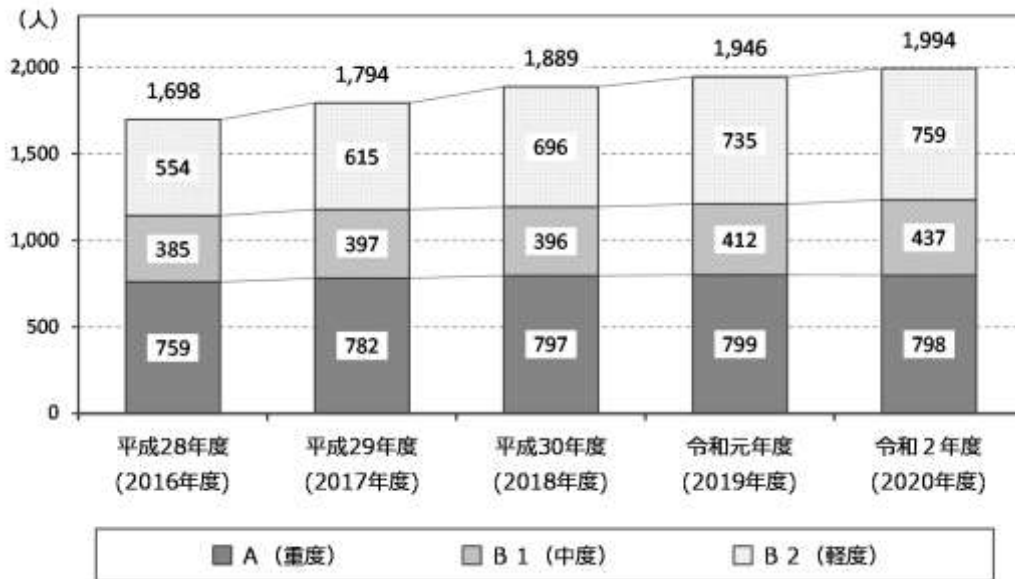
また、平成28（2016）年度以降の療育手帳所持者の対人口割合の推移を見ると、令和2（2020）年度にかけて緩やかな増加傾向にあります。

◆療育手帳所持者数の推移（年齢階層別）◆



資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

◆療育手帳所持者数の推移（等級別）◆



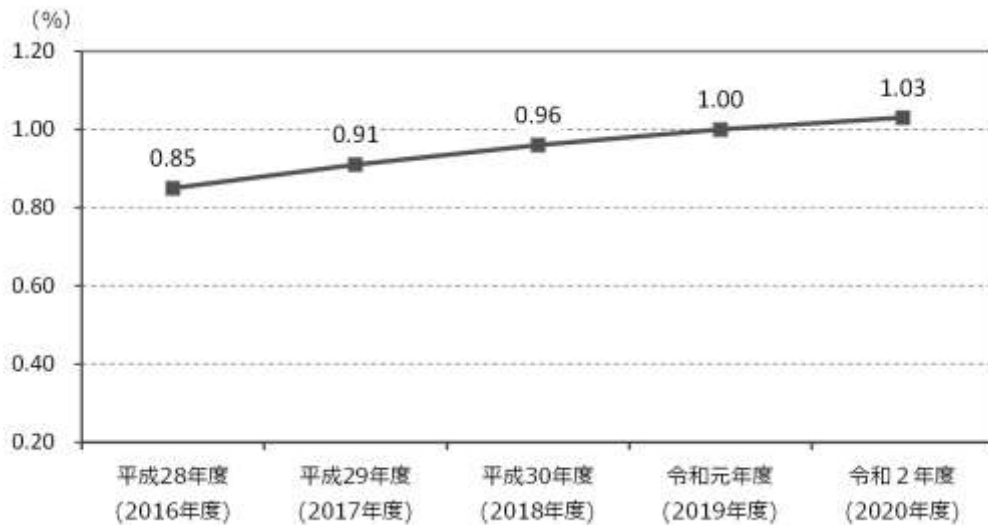
資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

◆総数に占める A 判定所持者の割合の推移◆

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
A 判定所持者の割合	44.7%	43.6%	42.2%	41.1%	40.0%

資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

◆人口に占める療育手帳所持者の割合の推移◆



資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

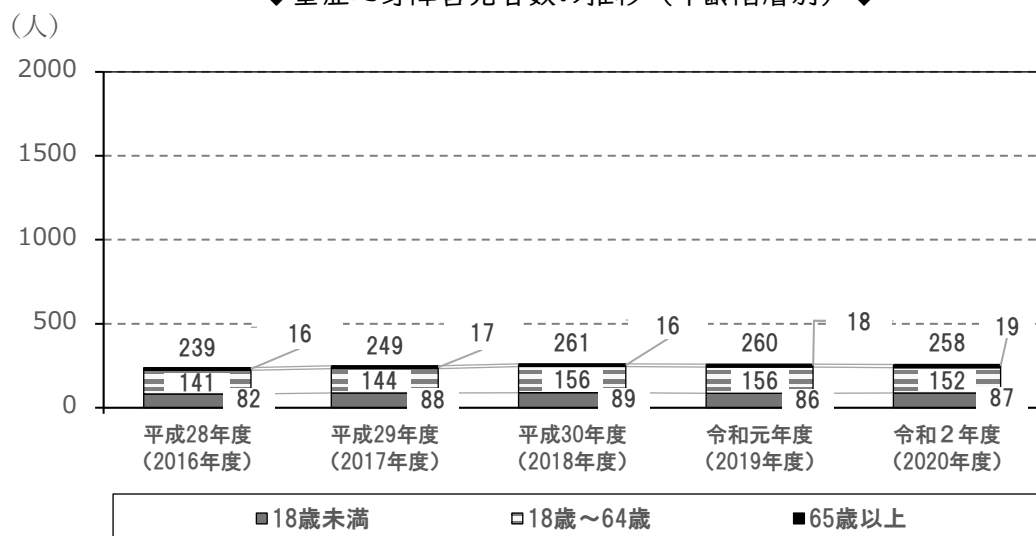
<人口>住民基本台帳（各年度4月1日現在）

③ 重症心身障害児者数の推移

身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者のうち、身体障害者手帳1級または2級と療育手帳A判定を所持する重症心身障害児者数は平成28（2016）年度以降、概ね横ばいで推移しており、令和2（2020）年では258人となっています。

年齢層別にみても、18歳未満、18歳以上のいずれについても平成28（2016）年度以降、横ばいで推移しています。

◆重症心身障害児者数の推移（年齢階層別）◆



資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の平成 28（2016）年度以降の推移を見ると、手帳所持者数の総数は増加を続け、令和 2（2020）年度では 2,047 人になっています。

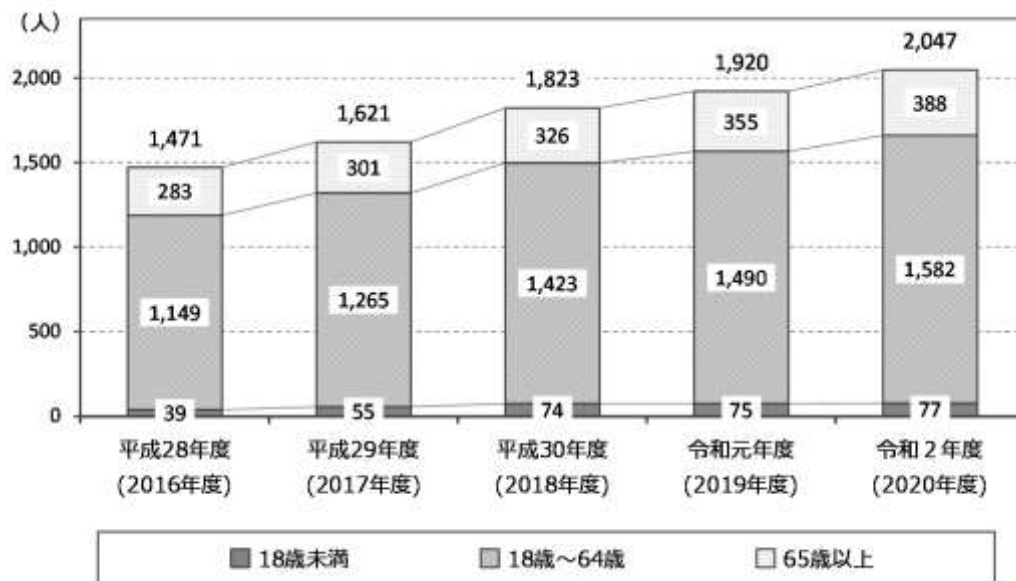
年齢階層別で見ると、18 歳未満は平成 30（2018）年度以降横ばいで推移しているのに対し、18 歳以上は概ね毎年 100 人を超える増加が続いています。

等級別で見ると、1 級の方は令和 2（2020）年度では 154 人で平成 30（2018）年度以降横ばいとなっています。

精神障害者保健福祉所持者総数に占める割合は、平成 28（2016）年度の 10.9%から令和 2（2020）年度では 7.5%と、緩やかな減少傾向にあります。

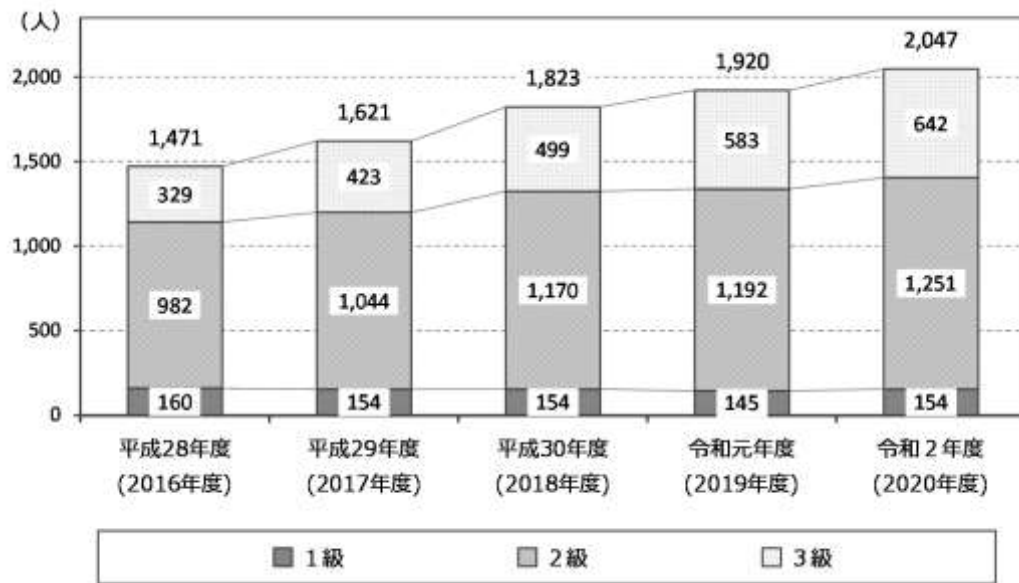
また、平成 28（2016）年度以降の精神障害者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移を見ると、令和 2（2020）年度にかけて増加の傾向にあります。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢階層別）◆



資料：障害者支援課（各年度 4 月 1 日現在）

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）◆



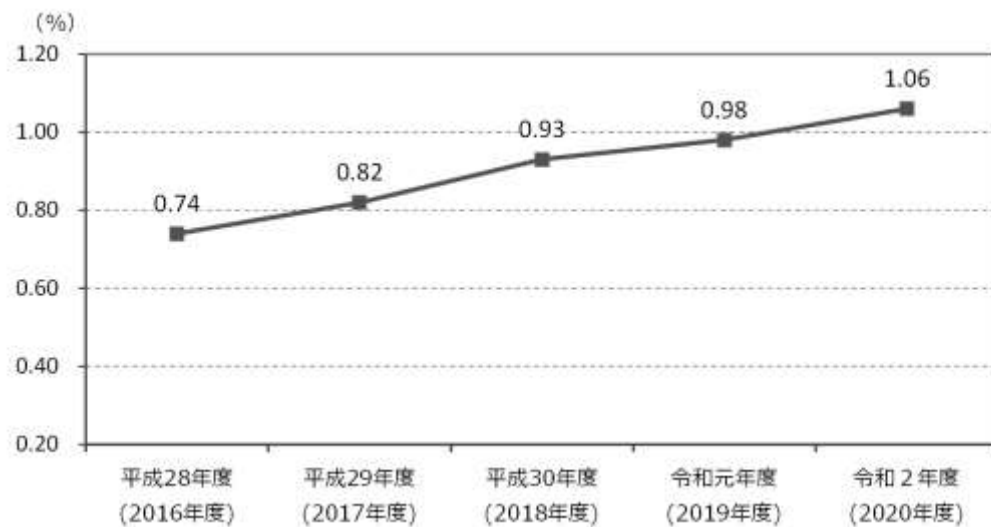
資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

◆総数に占める1級所持者の割合の推移◆

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
1級所持者の割合	10.9%	9.5%	8.5%	7.6%	7.5%

資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

◆人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合の推移◆



資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

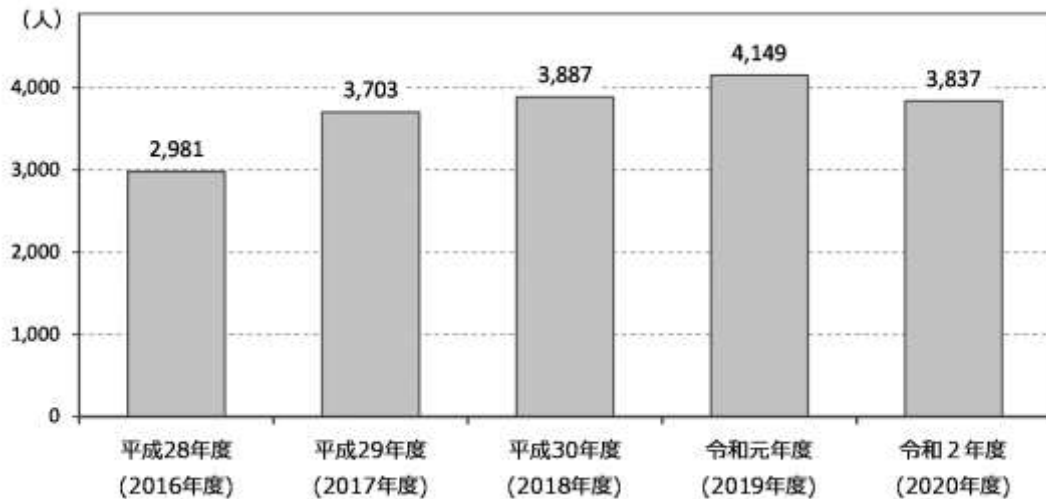
<人口>住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(2) 医療受給者からみた障害のある人の状況

① 自立支援医療（精神通院医療）^(※) 受給者数の推移

平成28（2016）年度以降の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は令和元（2019）年度まで増加傾向で推移しましたが、令和2（2020）年度では3,837人となり、減少に転じています。

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移◆

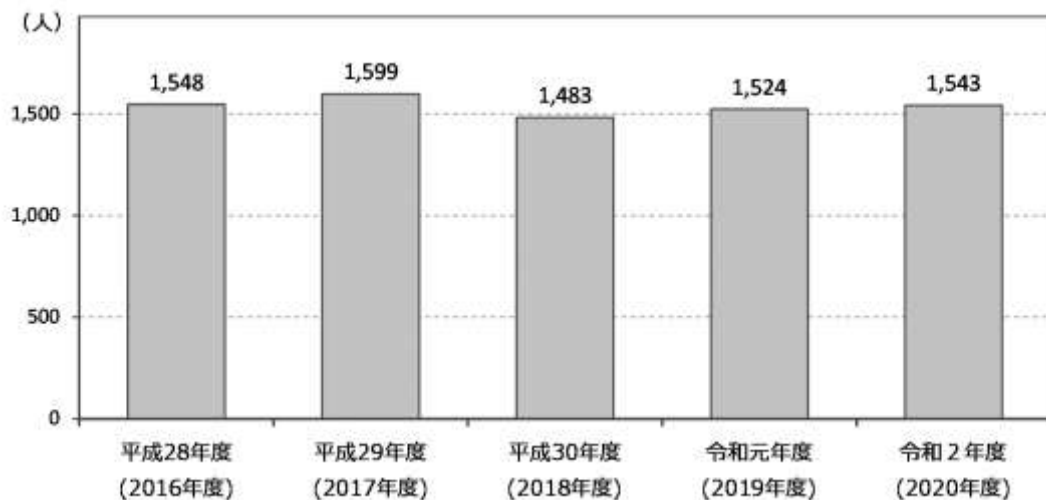


資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

② 難病患者数の推移

特定疾患医療受給者証所持者数は、平成28（2016）年度以降、近年概ね横ばいで推移しており、令和2（2020）年度では1,543人となっています。

◆特定疾患医療受給者証所持者数の推移◆



資料：大阪府（各年度4月1日現在）

(3) 障害のある児童の療育・保育・教育の状況

① 障害児保育の状況

障害児保育の実施園数は、公立 11 園、民間 5 園の合わせて 16 園で横ばいです。障害のある児童の在園児数についても、平成 30（2018）年度以降、公民ともにほぼ横ばいで、令和 2（2020）年度では公民合わせて 73 人、全園児の 1.8%となっています。

◆障害児保育実施園数◆

(園)

		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
公立	園数	11	11	11	11	11
	障害児保育実施園数	11	11	11	11	11
民間	園数	24	25	26	27	27
	障害児保育実施園数	5	5	5	5	5
合計	園数	35	36	37	38	38
	障害児保育実施園数	16	16	16	16	16

資料：子育て施設課（各年 4 月 1 日現在）

◆在園児童数◆

(人)

		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
公立	在園児童数	1,234	1,241	1,243	1,180	1,134
	障害児数	51	72	59	58	54
民間	在園児童数	2,806	2,831	2,845	2,915	2,914
	障害児数	21	24	21	25	19
合計	在園児童数	4,040	4,072	4,088	4,095	4,048
	障害児数	72	96	80	83	73
	対比 (%)	1.8	2.4	2.0	2.0	1.8

資料：子育て施設課（各年 4 月 1 日現在）

特別支援教育^(※)は、全公立幼稚園で実施されています。公立幼稚園在園児数は減少しており、就園支援を受けて入園している児童数は横ばいで、令和2(2020)年度では73人、公立幼稚園在園児全体の7.7%となっています。

◆特別支援教育実施公立幼稚園数◆

(園)

	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
公立幼稚園	23	23	23	23	23
特別支援教育実施園数	23	23	23	23	23

資料：人権教育課（各年5月1日現在）

◆公立幼稚園在園児数◆

(人)

	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
公立幼稚園在園児数	1,066	1,085	1,035	1,028	944
就園支援を受けて 入園している幼児	69	78	70	79	73
対比 (%)	6.5	7.2	6.8	7.7	7.7

資料：人権教育課（各年5月1日現在）

② 支援学校・支援学級の状況

岸和田市在住の支援学校在籍児童・生徒数は、概ね横ばいで推移しており、令和2(2020)年度では小学部98人、中学部74人、高等部101人、合計273人となっています。

◆支援学校在籍児童・生徒数◆

(人)

	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
小学部	80	91	92	98	98
中学部	83	69	76	71	74
高等部	107	115	112	113	101
合計	270	275	280	282	273

資料：障害者支援課（各年5月1日現在）

※岸和田市在住の児童・生徒数は、岸和田市から通う児童・生徒です。また、岸和田市に住民票をおきながら、他市（他市の親戚の家などから）から通う児童・生徒も含みます（岸和田支援学校・佐野支援学校・すながわ高等支援学校・たまがわ高等支援学校・大阪南視覚支援学校・堺聴覚支援学校の合計）。

支援学級児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加傾向にあり、令和２（2020）年度には小学校が 658 人で全児童数の 6.5%、中学校が 231 人で全生徒数の 4.6%となっています。

◆支援学級設置数・在籍数の推移◆

（人）

		平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
学校数（校）	小学校	24	24	24	24	24
	中学校	11	11	11	11	11
全学級数（級）	小学校	423	425	425	425	426
	中学校	195	192	188	185	182
うち支援学級数 （級）	小学校	79	91	100	105	113
	中学校	37	40	40	42	44
全児童・生徒数 （人）	小学校	10,865	10,604	10,467	10,309	10,094
	中学校	5,797	5,590	5,368	5,170	5,029
支援学級在籍者数 （人）	小学校	394	466	544	579	658
	対比（%）	3.6	4.4	5.2	5.6	6.5
	中学校	170	190	202	212	231
	対比（%）	2.9	3.4	3.8	4.1	4.6

資料：教育委員会（各年５月１日現在）

3. 障害のある人の生活の様子と課題

(1) 「障害福祉・障害児福祉に関するアンケート調査」から見るニーズと課題

① 調査の概要

- 目的：「岸和田市第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定にあたり、障害のある人の生活の様子や福祉サービスの利用状況、生活支援に対する意識や意向を把握し、計画策定や施策推進に活用するため実施
- 対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは自立支援医療受給者証（精神通院医療）を所持している方から無作為抽出
- 調査数：2,500人
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和2（2020）年8月18日（火）～9月7日（月）
- 回収率：48.7%（1,215件）

② アンケート調査からみる生活の様子と課題

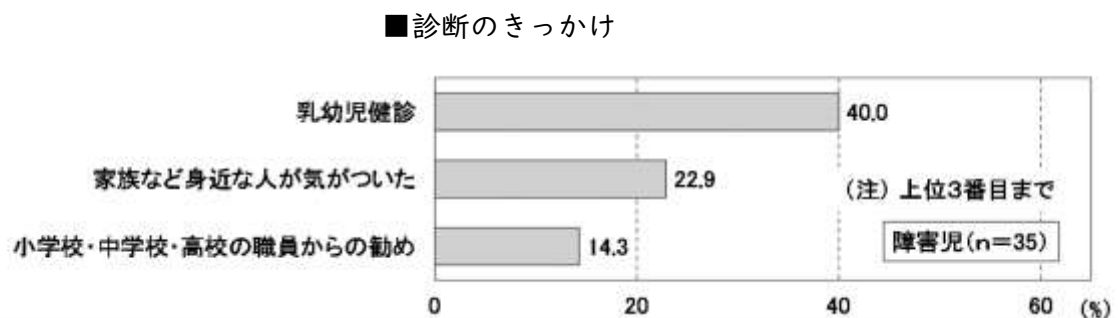
（○は18歳未満対象調査から、●は18歳以上対象調査からの内容です。）

① 障害の状況について

- 手帳を所持する児童の所持状況から障害種別をみると、「身体障害^(※)のみ」が7.7%、「知的障害^(※)のみ」が53.8%、「精神障害のみ」が4.6%、「重複障害」が18.5%となっています。国指定難病の認定を「受けている」児童は回答者の10.0%となっています。
- 「重複障害」のうち、重症心身障害児（身体障害者手帳1級または2級と療育手帳A判定を所持する児童）は回答者の13.3%となっています。
- 発達障害^(※)として「診断された」児童は回答者の58.3%で、半数を超えており、発達障害と「診断された」児童の場合、診断を受けようと思ったきっかけは、「乳幼児健診」が40.0%、「家族など身近な人が気がついた」が22.9%、「小学校・中学校・高校の職員からの勧め」が14.3%などとなっています。
- 医療的ケア^(※)を受けている児童は、回答者の16.7%、およそ6人に1人となっています。受けているケアで最も高いのは「服薬管理」で13.3%でした。
- 手帳の所持状況から障害種別をみると、「身体障害のみ」が54.1%、「知的障害のみ」が5.4%、「精神障害のみ」が6.7%、「重複障害」が10.4%となっています。
- 「重複障害」のうち、重症心身障害者（身体障害者手帳1級または2級と療育手帳A判定を所持する人）は回答者の1.0%となっています。

- 国指定難病の認定を「受けている」人は7.4%、発達障害として「診断された」人は5.6%、高次脳機能障害として「診断された」人は2.4%となっています。
- 医療的ケアを受けている人は、回答者の41.4%で、受けているケアで最も多いのは「服薬管理」で21.7%でした。

18歳未満では発達障害の診断を受けるきっかけが「乳幼児健診」と答えた人の割合が高くなっています。ライフステージに応じて途切れることなく必要な支援を行える体制づくりが必要です。



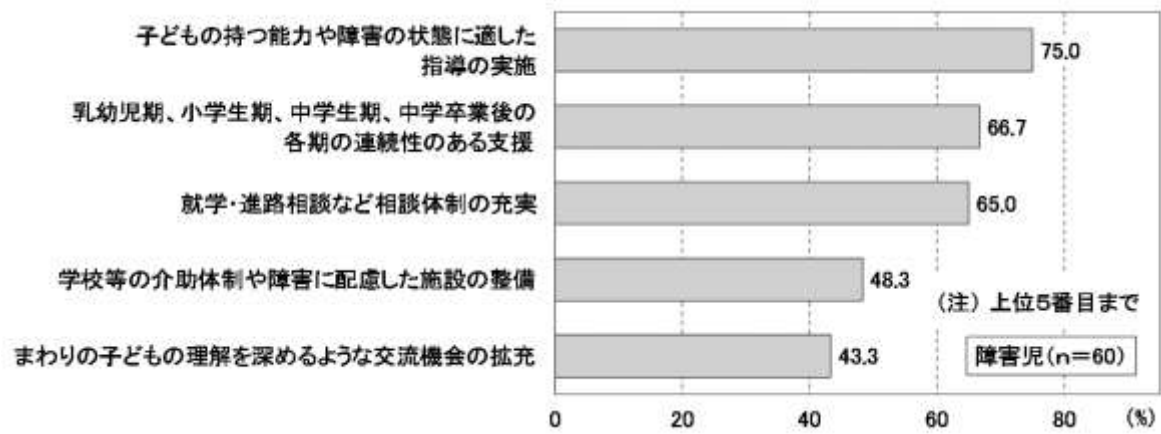
② 育成・教育などについて

○育成・教育に関する支援の希望は、「子どもの持つ能力や障害の状態に適した指導の実施」(75.0%)が高く、次いで「乳幼児期、小学生期、中学生期、中学卒業後の各期の連続性のある支援」(66.7%)、「就学・進路相談など相談体制の充実」(65.0%)などと続きます。

○将来、就労を希望する児童の割合は回答者の63.4%で「障害特性に合った仕事をしたい」が21.7%で最も多く、次いで「施設や作業所で仲間と一緒に働きたい」が16.7%、「どんな職業でもよいから働きたい」が15.0%、「専門技術を身につけて働きたい」が8.3%、「自宅でできる仕事をしたい」が1.7%となっています。

18歳未満では半数を超える人が、将来は就労を希望しており、学校とハローワーク等の関係機関や就労系サービス事業所とが連携して、就労相談・支援を充実させることが必要です。

■ 育成・教育に関しての支援の希望（障害児）



③ 在宅時の介助について

- 在宅時の生活支援をしてくれる介助者が「いる」人は55.9%で、「いる」と答えた人の主な介助者は、「夫または妻」が46.6%で最も高く、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が18.3%、「子どもや子どもの配偶者」が13.2%、「ホームヘルパーなどのサービス事業所の人」が10.5%となっています。
- 主な介助者の年齢は「40～64歳」が33.9%で最も高く、「65～74歳」が30.3%、「75歳以上」が19.8%で、主な介助者の半数が高齢者となっています。
- 介助を受けている時間については、「1時間未満」が27.2%で最も高く、「常時」が19.0%となっています。

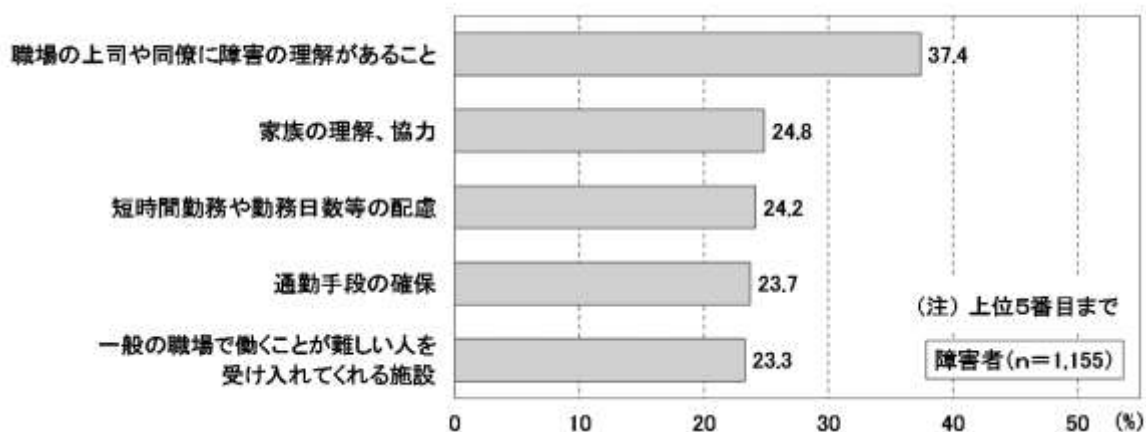
18歳以上では介助者のいる人の主な介助者の半数近くが配偶者で、半数が高齢者となっています。負担の軽減の選択肢として、居宅介護サービスなどの活用・周知が必要です。

④ 普段の生活について

- 平日の日中、「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」は18.7%で、仕事の形態は、「パート・アルバイト等の非常勤社員、派遣社員」が36.1%で最も高く、「正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない」が34.7%、「自営業、農林水産業など」が16.7%、「その他」が6.9%などとなっています。
- 未就労者の就労意向では、「仕事はできない」が55.4%と半数を超えていますが、「仕事をしたい」が18.0%、「仕事をしたくない」は12.4%となっています。
- 障害のある人の就労支援として、37.4%が「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、24.8%が「家族の理解、協力」、24.2%が「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、23.7%が「通勤手段の確保」を必要なことと答えています。

企業や事業所等に向けて、障害や障害のある人への正しい理解や合理的配慮についての啓発等を、大阪府や関係機関等とともに進める必要があります。

■障害のある人の就労支援として必要なこと（18歳以上）



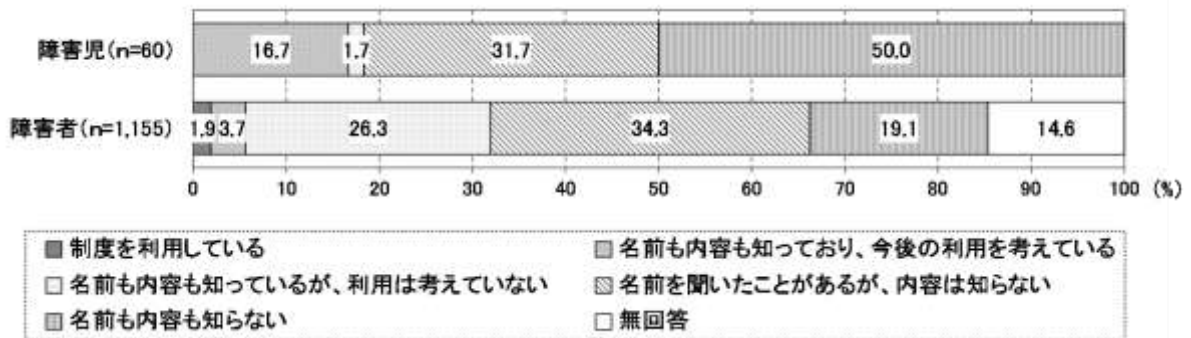
⑤ 将来の暮らしについて

○18歳未満の児童の将来の暮らしの場の希望は、「今いる住まいや地域で暮らしたい〔自宅（アパート・借家なども含む）〕」が58.3%、「施設で暮らしたい」が5.0%、「グループホーム^(※)を利用したい」及び「その他」が3.3%となっています。

●18歳以上の人の将来の暮らしの場の希望は、「今いる住まいや地域で暮らしたい〔自宅（アパート・借家なども含む）〕」が69.1%、「グループホームを利用したい」が3.5%で、「施設で暮らしたい」が5.2%となっています。

18歳未満でも18歳以上でも、将来も「今いる住まいや地域で暮らしたい」と考えている人の割合が高くなっています。成年後見制度^(※)を含む、地域で支えるサービス・制度の、周知・活用に向けた相談支援が必要です。

■成年後見制度の認知・利用状況



⑥ 地域での生活について

○18歳未満の児童で、外出の時に困ることは、回答者の71.0%があげていて、「困った時にどうすればいいのか心配」が45.0%で最も多く、次いで「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」25.0%、「周囲の目が気になる」21.7%です。

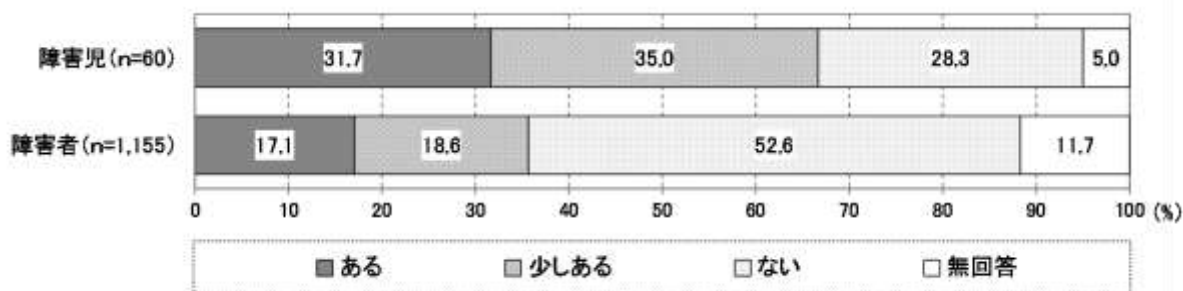
○障害があるために差別や嫌な思いをする（した）ことがある児童が、差別や嫌な思いをした場面は、「街なかでの人の視線」(55.0%)や「人間関係」(47.5%)が高く、「教育の場」(40.0%)、「病院や歯科医院での診療時」(30.0%)、「交通機関の利用」(25.0%)などと続きます。

●18歳以上の人で、外出の時に困ることは、回答者の60.6%があげていて、「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」が21.3%、「道路や駅に階段や段差が多い」が16.7%、「外出にお金がかかる」が14.7%、「困った時にどうすればいいのか心配」が14.5%などとなっています。

●障害があるために差別や嫌な思いをする（した）ことがある人が、差別や嫌な思いをする場面は、「人間関係」(50.2%)と「街なかでの人の視線」(30.8%)が高く、他には「仕事を探す時や収入」が19.9%、「病院や歯科医院での診療時」が18.2%、「店などでの応対・態度」が18.0%などとなっています。

18歳未満でも18歳以上でも、差別や嫌な思いをした場面で「街なかでの人の視線」や「人間関係」を挙げている人が多く、外出時に「困ることがある」としている人の割合も高くなっています。障害や障害のある人への理解を深めるための学習・啓発や、身近な場所での交流などを通じての正しい理解のほか、障害者差別解消法の趣旨に基づく合理的配慮等の推進が必要です。

■障害があるために差別や嫌な思いをする（した）こと



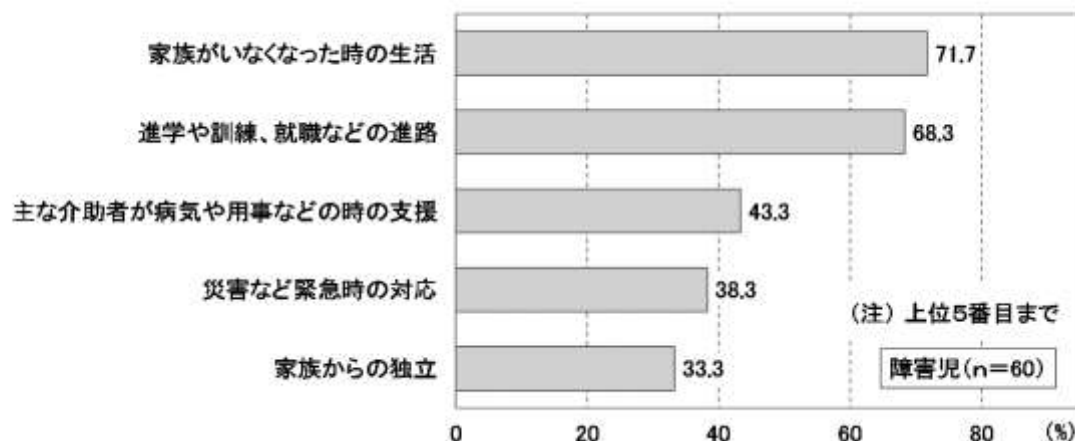
⑦ 障害福祉サービス等の利用について

○障害福祉の制度やサービスを「利用している」児童は73.3%で、「利用している」サービスは「放課後等デイサービス」が70.5%で最も高く、次いで「各種減免（割引）制度」が50.0%、「児童発達支援」が25.0%などとなっています。一方、「利用していない」児童のうち、「知らなくて利用したことがない」と回答した児童が5.0%となっています。

○制度やサービスの未利用者のうち、68.8%は「サービスを利用する必要がない」と回答していますが、18.8%が「利用するまでの手続きがわからない」、12.5%が「サービスに関する情報がない」と回答しています。

○制度やサービス利用者が制度やサービスに対して不満に思うことは、22.7%が「特にない」と回答していますが、36.4%が「利用回数や時間などに制限がある」、22.7%が「相談や手続きに時間がかかる」、15.9%が「利用したい日や時間に利用できない」ことを不満に思っています。

■子どもについて困っていることや心配なこと（障害児）



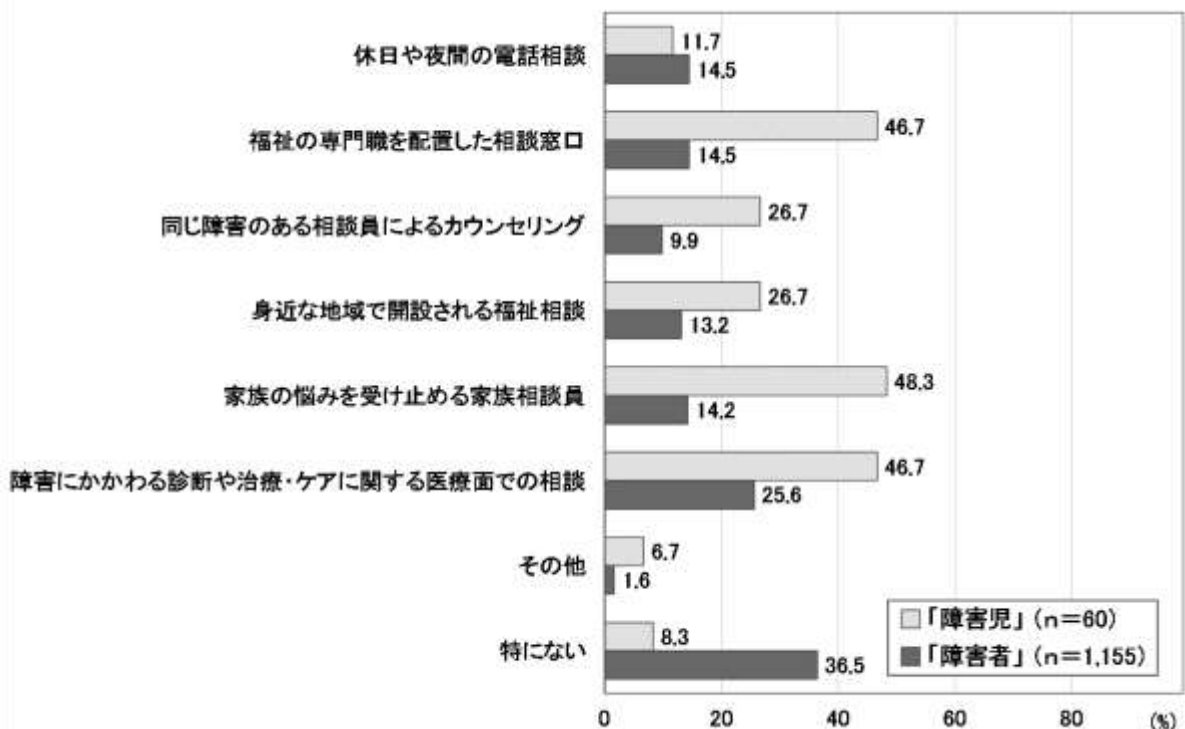
○保護者が現在、子どもについて困っていることや心配なことは、「家族がいなくなった時の生活」(71.7%)や「進学や訓練、就職などの進路」(68.3%)が高く、今後の相談支援体制として希望することは、48.3%が「家族の悩みを受け止める家族相談員」で最も高く、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口」及び「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」がそれぞれ46.7%となっています。

●障害福祉の制度やサービスを「利用している」人は37.4%で、「利用している」制度・サービスは、「各種減免（割引）制度」が31.3%で最も高く、次いで「自立支援医療（更生医療、精神通院）」(29.4%)、「ホームヘルプサービス（居宅介護）」(16.0%)、「移動支援事業」(13.9%)などとなっています。一方、「利用していない」人のうち、「知らなくて利用したことがない」と回答した人が20.7%となっています。

●制度やサービスの未利用者のうち、44.5%は「サービスを利用する必要がない」と回答していますが、23.0%が「利用するまでの手続きがわからない」、21.4%が「サービスに関する情報がない」と回答しています。

●制度やサービス利用者が制度やサービスに対して不満に思うことは、46.3%が「特にない」と回答していますが、10.9%が「サービス内容に関する情報が少ない」、8.6%が「利用回数や時間などに制限がある」、6.7%が「相談や手続きに時間がかかる」ことを不満に思っています。

■今後の相談支援体制についての希望



- 18 歳以上の人が日常生活で困っていることは、「自分の健康のこと」（45.5％）や「老後のこと」（33.4％）が高く、今後の相談支援体制について希望することは、25.6％が「障害にかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」で最も高く、次いで「休日や夜間の電話相談」及び「福祉の専門職を配置した相談窓口」がそれぞれ 14.5％となっています。

18 歳未満でも 18 歳以上でも、サービス未利用の理由として「利用するまでの手続きがわからない」「サービスに関する情報がない」を挙げている人の割合が少なくありません。サービスについての情報・サービス利用までの流れや手続きについて、一層の周知が必要です。

(2) 「計画策定に向けた団体アンケート調査」から見るニーズと課題

① 調査の概要

- 目的：「岸和田市第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定にあたり、障害者施策に関するニーズや課題を把握し、計画策定や施策推進に活用するため実施
- 対象：当事者団体等、支援学校、相談支援事業所、就労継続支援事業所
- 調査数：43件
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和2（2020）年9月1日（火）～9月25日（金）
- 回収率：60.5%（26件）

② アンケート調査からみる現状と課題

① 当事者を取り巻く現状と課題

- ◎障害のある人の地域での自立した生活や、地域への移行のために、社会参加しやすい環境整備（交通網、施設等のバリアフリー^{（※）}化、自立した生活のための支援やサービスの充実、余暇活動の充実等）が必要です。
- ◎「親亡き後」の自立した生活のために、どのようなスキルを身につけ、どう生活していくのか、当事者や当事者家族、支援者等で課題を共有し、当事者の自立を支援していくことが必要です。
- ◎障害のあるなしによらず暮らしやすい社会をめざして、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮について周知・啓発し、市民への理解を一層促進する必要があります。
- ◎障害があっても、周りから見ただけでは障害があるとすぐにはわかりにくい人がいるということへの市民の理解を深め、知的障害や精神障害、内部障害などがある人、またその家族の生きづらさを軽減していくことが必要です。
- ◎発達障害等の早期発見・早期療育や医療的ケア児への支援等の充実、通学等の支援、インクルーシブ教育の推進等により、障害児が個性を伸ばし生き生きと暮らしていける環境づくりが求められます。

② 相談支援体制について

- ◎相談支援専門員等の専門人材の不足に対応することが求められます。
- ◎関係機関で相談の窓口対応を行う人材の資質向上が求められます。
- ◎相談支援事業所、学校、各種団体、関係機関等の情報共有や連携を進める必要があります。
- ◎当事者やその家族が身近な場所や機会に相談できる環境づくりや、切れ目のない相談支援、継続した相談支援体制の整備等が求められます。

③ 就労環境について

- ◎就労継続支援・就労移行支援はもとより就労定着支援について、民間企業をはじめ一般の方にも周知され、職場での合理的配慮に繋がる社会環境の醸成が必要です。
- ◎当事者が就労を継続するためには、職場でのサポートはもとより、生活面でのフォローが必要なことから、生活支援と就労支援に関わるサービスが連携して就労を支える環境づくりが求められます。
- ◎コロナ禍の中、障害者の就労環境は一層厳しさを増すことが考えられますが、就労継続支援事業所等への支援や協力体制の充実に加えて、就労環境の充実や工賃^(※)の向上に努める必要があります。

④ 地域移行支援について

- ◎当事者やその家族が地域の中で暮らし続けるためには、障害に対する地域住民の理解と助け合い支え合える「地域共生社会」に向けた取組が必要であり、啓発活動や関係各種団体のネットワークづくり、地域住民との交流の促進等が求められます。
- ◎利用者のニーズや障害特性にあった暮らしの場としてのグループホームや入所施設の充実が求められます。
- ◎必要な支援が必要なときにスムーズに利用できるしくみや体制づくりを進める必要があります。

⑤ 広報・普及啓発について

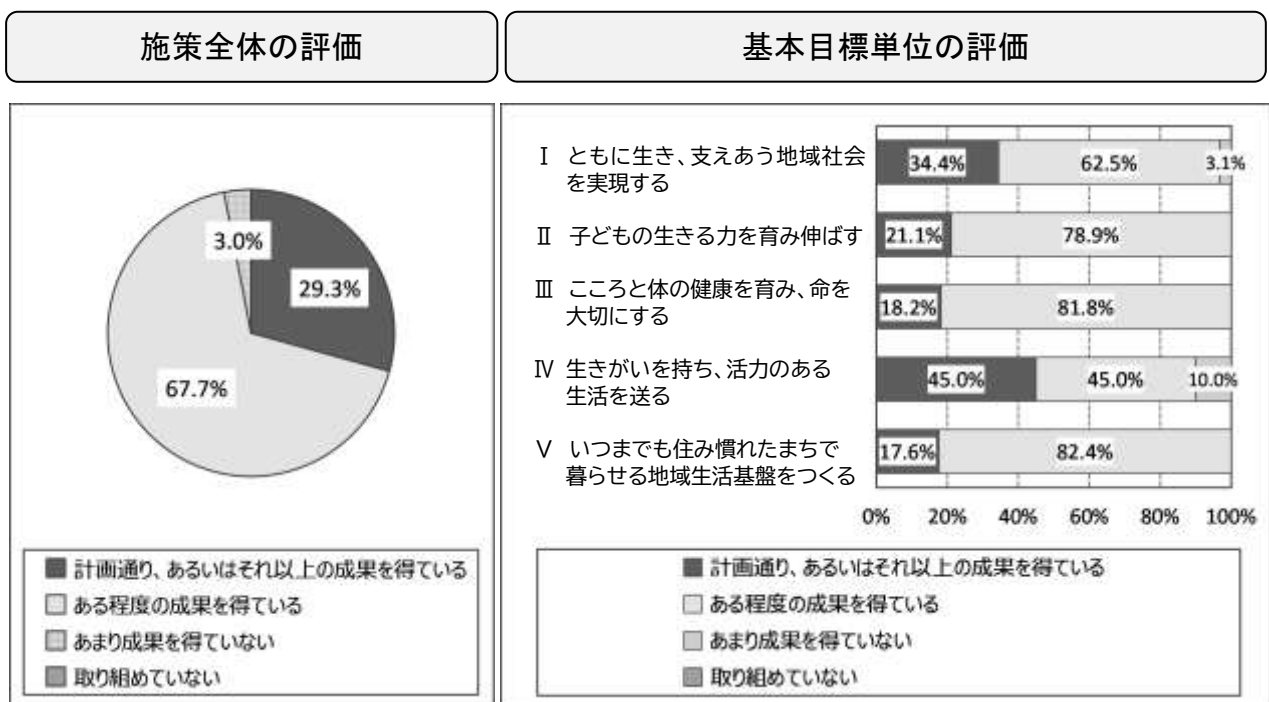
- ◎迅速かつ適切な情報提供の充実はもとより、必要な情報を容易に得られるようにしたり、当事者の状況にあわせて提供したり利活用したりできる環境をつくることが求められています。パソコン等のほか、広報紙やリーフレット等の紙媒体や、音声による情報の発信も必要です。
- ◎小・中学校などにおける障害者への理解促進に資する様々な取組を推進する必要があります。

(3) 「第4次岸和田市障害者計画」における施策の評価

「第4次岸和田市障害者計画」を構成する5つの基本目標別の進捗状況は以下の通りとなります。各基本目標とも、取り組みは概ね計画通りに実施されていることがわかります

施策全体では、「ある程度の成果を得ている」が67.7%と最も高く、次いで、「計画通り、あるいはそれ以上の成果を得ている」(29.3%)、「あまり成果を得ていない」(3.0%)の順となっています。

基本目標単位でみると、「計画通り、あるいはそれ以上の成果を得ている」が最も高いのは、「Ⅳ 生きがいを持ち、活力のある生活を送る」で45.0%、最も低いのは、「Ⅴ いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる」で17.6%となっています。



基本目標Ⅰ ともに生き、支えあう地域社会を実現する

■主な取り組み

- 障害者週間（毎年12月）の街頭キャンペーン等啓発活動の実施
- 「誰もががつどえるリビング」の設置・運営の支援等
- 各学校の園の幼児児童生徒や教職員対象の、支援学級や支援学校との交流や共同学習等の実施
- サービス事業者を対象とした虐待防止^(※)研修会の実施等
- 「成年後見制度利用支援事業」の実施や社協による「日常生活自立支援事業^(※)」の実施
- 投票所での車椅子の配備やスロープ設置、選挙管理本部での手話通訳者の配置等

- 「岸和田市避難行動要支援者支援プラン^(※)」に基づく体制づくり
- 「安全見まもり隊」や「こども110番の家」等による、地域住民による見守り活動
- 広報きしわだの音声版「声の広報」や点字版「点字広報」の作成
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣や養成のための研修の実施等

基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばす

■主な取り組み

- 乳幼児期の定期健康診査や経過観察健康診査等の実施
- 支援を必要とする妊産婦等の早期把握と、フォロー訪問指導（訪問指導・電話相談）やママにっこり相談（来所相談）の実施
- 「岸和田市立総合通園センター」の開設・運営
- 「あゆみファイル^(※)」の活用に関する研修の実施
- 障害特性やライフステージに応じた適切な保育・教育のための支援に関する相談や就学相談等の実施
- 医療的ケアが必要な児童生徒のための小中学校への看護師の配置
- 障害児・者体操教室の実施（月1回）や、自主グループへの活動支援等
- 放課後等デイサービスの提供による、放課後の児童の居場所づくり
- 障害福祉サービス提供体制の充実と、各種手当等の情報提供・広報
- 事業者に向けた、医療的ケアを必要とする児童の現状の周知等

基本目標Ⅲ こころと体の健康を育み、命を大切にする

■主な取り組み

- 健診・検診の実施や健康教室・介護予防教室等の実施
- 市民病院における手話通訳者の配置
- 在宅医療介護連携拠点会議の開催や、障害者歯科診療の開設
- リハビリテーションに関する個人のニーズに合った医療機関の情報提供
- 相談会やゲートキーパー養成研修の開催、相談カードの配布等自殺予防対策の推進
- 「岸和田市いのち支える自殺対策計画」の推進

基本目標Ⅳ 生きがいを持ち、活力のある生活を送る

■主な取り組み

- チラシやメールマガジン等を活用した事業主等への障害者雇用に関する啓発等
- 障害者雇用就労相談や就労困難者等雇用相談、就職模擬面接会等の実施
- 障害のある人の市役所での実習受入れ等
- 支援学校進路相談会への出席、及び卒業後の進路に関する個別相談等
- 「岸和田市障害者学級」の支援

- 障害の理解のための講座やボランティア養成を目的とする各種講座の開催
- 対面朗読サービス・「声の新着案内」の発行・点字・録音図書の貸出や宅配サービス等
- 大阪府障害者スポーツ大会への選手の派遣支援や岸和田障害者スポーツへの活動支援
- いきいき学びのプランについて、点字版・音声版の作成

基本目標Ⅴ いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる

■主な取り組み

- 避難行動要支援者への日頃からの見守り活動の提案や、障害のある人に地域の避難訓練の情報の提供、サロン等における地域での障害のある人との交流の場づくり等
- ボランティアスタイル事業による、放課後児童デイサービス施設でのボランティア体験プログラム等の実施
- 障害がある人のボランティア活動相談の受付け、活動先へのマッチング等の実施
- 委託相談支援事業所における相談対応や関係機関との連携・支援の実施
- 障害者相談員の委嘱による、身近な地域における相談支援の実施
- 重度の等級の手帳所持者でサービス未利用者への訪問とサービス利用案内等の実施
- 法や府条例に基づく、道路等都市基盤のバリアフリー化
- 「住まい探し相談会」の開催、民間賃貸住宅への入居支援・入居後の見守り等

第3章 障害者計画の基本的な考え方（令和3～8年度）

1. 計画の基本理念

「第4次岸和田市障害者計画」では、「第3次岸和田市障害者計画」の基本理念を引き継ぎながらもさらに発展させ、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」と、だれもが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として、ともに暮らす社会の実現をめざす「自立支援」の理念を基底に、『だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会』を今後のめざすべき社会として、施策の一層の推進を図ってきました。

「第5次岸和田市障害者計画」では、「第4次岸和田市障害者計画」の基本理念を継承しつつ、併せて推進する「障害福祉計画・障害児福祉計画」の基本的な考え方を踏まえ、岸和田市に暮らすすべての人が住み慣れた地域で、お互いを尊重し、その人らしくいきいきと自立した生活を送ることができる地域社会の実現をめざします。

共生社会の理念

自立支援の理念

だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会

障害のある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障害の有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現をめざします。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される「必要かつ合理的配慮」について普及を図りながら、差別のない社会の構築とともに、行政と当事者だけでなく、事業者や地域住民、地域団体等、様々な主体の参画により、社会全体で取り組むことをめざします。

2. 施策の体系

基本理念として掲げる『だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会』の実現をめざし、引き続き以下の5つの基本目標に基づき施策の推進を図ります。

基本目標Ⅰ ともに生き、支えあう地域社会を実現する

日常生活や社会生活を送る上の障壁となる社会的な制度や慣行、観念等を取り除き、障害の有無にかかわらず、だれもが相互に認めあい、支えあう社会の実現に向けて、障害や障害のある人に対する正しい知識と理解の促進や、権利の主体としての障害のある人の尊厳の保持を図ります。

また、障害のある人が住み慣れた地域で、安心・安全に生活することができるよう、地域ぐるみの防犯・防災・交通安全対策の推進とともに、情報提供やコミュニケーション支援による社会参加の促進を図ります。

基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばす

障害のある児童やその家族に向けて、障害や発達の遅れの早期発見・早期療育への対応の充実とともに、一人ひとりの障害特性やライフステージ^(※)に応じた切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。

そのためには、個々のニーズに応じた保育・教育環境の充実を図るとともに、家族のレスパイト^(※)も視野に入れた休日や放課後等における文化・スポーツ活動の充実、障害のある児童の居場所づくりを推進します。

基本目標Ⅲ こころと体の健康を育み、命を大切にする

障害のある人が安心して自立した生活を送ることができるよう、必要なときに適切な医療を受けることができる地域医療体制の充実を図るとともに、生活習慣病等の二次障害を予防するため、日頃の健康づくりや介護予防の取り組みを推進します。

また、ストレスや悩みをため込みすぎないよう、こころの健康づくりに関する取り組みの充実を図り、心身ともに健康な生活を送るための支援を行います。

基本目標Ⅳ 生きがいを持ち、活力のある生活を送る

就労は自立した生活を送るための手段にとどまらず、障害のある人の社会参加や生きがいにもつながる重要な要素となります。障害のある人が、自らの意思や能力に応じて仕事を選択できるよう、事業所等への啓発や雇用の場の創出を図るとともに、長く働き続けるための就労支援の充実に取り組みます。

さらに、いきいきと活力ある生活を送るために欠かすことのできない社会参加や余暇活動及びそれに伴う外出・移動支援の充実を図ります。

基本目標Ⅴ いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活 基盤をつくる

地域包括ケアシステムについて、高齢者のみならず、子どもや障害のある人を含めた地域のすべての人を対象とするしくみを構築するため、その基盤となる地域における支えあいや相談支援体制の充実を図ります。

また、住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らすことができるよう、障害のある人やその家族、すなわちサービス利用者本位の考え方に立った福祉サービスの充実や、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン^(※)化の推進により、地域のすべての人が快適に過ごせる人にやさしいまちづくりに取り組みます。

【施策の体系図】

5つの基本目標に基づき、取り組むべき施策の体系は、以下のとおりとなります。

■ 基本理念

だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会



3. 重点課題

アンケート調査及び「第4次岸和田市障害者計画」の取り組み状況や課題等を踏まえ、今後6年間で特に重点的に取り組むべき課題は、以下のとおりとなります。

① 安心で快適な地域生活を送るための支援の強化

- 障害のある人が、地域社会の一員として地域生活を送るためには、それぞれの障害特性に合ったグループホーム等、地域生活の基盤となる住まい・暮らしの場の整備・充実が必要です。
- 関係機関が連携し、様々な機会をとらえて、地域生活のイメージを分かりやすく示しながら、今後の希望を適切に把握した上で、地域での自立した生活を推進・支援していく体制の充実が必要です。
- 地域生活を送る上での、社会的障壁の除去・改善に向けて、障害や障害のある人について理解を深める機会や、交流の場の創出が必要です。



〈重点課題に対応する基本目標〉

基本目標Ⅰ ともに生き、支えあう地域社会を実現する

基本目標Ⅴ いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる

② 就労支援・定着の促進

- 障害者の自立と社会参加に向けて、就労の継続を支援していくには、就労先での障害者雇用への理解やサポートと併せて、生活面での支援体制が必要です。
- 就労定着への支援について民間企業での理解が広がり、職場での合理的配慮につながる社会環境の醸成が必要です。



〈重点課題に対応する基本目標〉

基本目標Ⅳ 生きがいを持ち、活力のある生活を送る

③ 障害特性・ライフステージに応じた支援の強化

- 保健・医療・福祉等の関係機関の連携が必要な高次脳機能障害や発達障害のある人、医療的ケアが必要な障害児や医療依存度の高い重症心身障害児者、難病患者などへの支援体制の充実と、福祉サービスの向上が必要です。
- 当事者や家族にとって身近な場所での、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた継続的で切れ目のない相談支援体制の整備が必要です。



〈重点課題に対応する基本目標〉

基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばす

基本目標Ⅲ こころと体の健康を育み、命を大切にする

基本目標Ⅴ いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる

第4章 施策・事業の展開（令和3～8年度）

基本目標Ⅰ ともに生き、支えあう地域社会を実現する

1. 障害に対する理解の促進

本計画の基本理念である「だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会」の実現をめざし、障害や障害のある人について、市民が正しい知識を得て、理解を深めることができるよう、普及・啓発活動の推進や、保育・教育・家庭・地域における福祉・人権教育の充実に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1) 障害や障害のある人に関する理解の普及・啓発

①障害や障害のある人に関する啓発活動の推進

- ・広報きしわだをはじめ、講演会やイベント開催、障害者週間（12月3日～9日）等における街頭キャンペーン等、様々な機会を通じた啓発活動を推進します。
- ・精神障害や発達障害、高次脳機能障害等、一般的にまだ広く周知がされていない障害や、外見からはわかりにくい障害についても、正しい知識の普及・啓発に努めます。

②障害のある人との交流の促進

- ・地区市民協議会や地区福祉委員会などの活動を通して、地域と障害のある人との交流の促進を働きかけます。
- ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」をきっかけに、日頃から顔の見える関係づくりに取り組みます。

2) 福祉教育・人権教育の推進

①保育・教育の場における福祉教育の推進

- ・保育所・幼稚園では、それぞれの発達に応じた保育・教育を明確にし、すべての子どもがいきいきと生活できる環境づくりをめざすとともに、障害についての理解の促進に努めます。
- ・小・中学校における支援学級・支援学校との交流や共同学習、当事者の方の講演会等を

通した交流の充実を図ります。また、ボランティア学習や車いす、手話等の体験的な活動や、精神障害や発達障害等についての理解促進を取り入れた取り組みを推進します。

②家庭・地域における学習機会の充実

- ・市民を対象として、障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権問題の学習機会を提供するとともに、参加者の増加に向けた取り組みを推進します。

2. 障害のある人の尊厳の保持

平成28（2016）年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政機関及び民間事業者による障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務づけられました。令和3（2021）年4月1日からは「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の改正により、民間事業者についても「合理的配慮の提供」が義務化されます。

平成28（2016）年5月には認知症や知的障害等判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が施行される等、障害のある人の人権尊重と権利擁護に向けた法の整備が進められています。

本市でも、障害のある人に対する差別や偏見を解消し、尊厳と権利を保障するための、総合的な施策の推進を図ります。

【具体的な取り組み】

1) 差別の禁止

①差別をなくすための啓発活動の推進

- ・「障害者差別解消法」について、広報紙や市ホームページ、研修等を通じた理解・啓発の推進を図ります。

②差別解消に向けた体制整備

- ・障害を理由とする差別に関する相談や、課題の解決等の取り組みを推進するため、相談体制や市職員等の研修の充実を図ります。
- ・協議体を設置し、関係機関のネットワークを構築することにより、課題の検討等の主体的な取り組みを推進します。
- ・市職員や教職員、関連機関の職員等に対し、障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権問題研修の実施に取り組めます。

2) 虐待の防止と対応の充実

①虐待防止に関する啓発活動の推進

- ・市民や社会福祉施設等に対し、障害者虐待防止に関する理解と認識を深めるため、講演会や研修会の実施等を通じた啓発の推進を図ります。

②虐待防止に向けた体制整備

- ・虐待に関する通報・相談窓口として、「障害者虐待防止センター^(※)」の機能の維持・強化を図ります。
- ・岸和田市自立支援協議会^(※)の権利擁護^(※)部会をはじめ、「岸和田市障害者虐待防止ネットワーク」の活用、地域包括支援センター^(※)やコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)^(※)との定例会等、関連機関・団体との連携の強化により、個別のケースに応じた多面的な支援の充実を図ります。

※「障害者虐待防止センター」とは

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の通報や届け出、相談の窓口として、市町村に設置する機関。本市では市役所（障害者支援課）内にこれを設置し、虐待に関する通報等により、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、終結に至るまでの対応を行う。死亡事案等の重篤な事案も含め、発生原因や事後検証などを行うほか、障害者虐待の増減・発生の要因の分析やこれらを通じて傾向の把握や防止のための取り組みを行なっている。

また、緊急時に備え、市役所では24時間対応で虐待に関する通報等を受け付け、警察を含む関係機関等との連携などにより相談・支援にあたっている。

より円滑な連携のため、障害者虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係機関や相談支援事業所、団体等との情報の共有に努めている。特に、自立支援協議会においては相談支援事業所で構成する権利擁護部会を虐待防止ネットワーク実務者会議と位置づけ、事例の分析・情報共有、居宅や施設訪問での早期発見や速やかな通報の重要性の認識共有に努めている。

3) 権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業の利用促進

- ・判断能力が十分でない障害のある人の福祉サービスの利用援助及び日常の金銭管理を行う日常生活自立支援事業について、増加する利用者に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

②成年後見制度の利用促進

- ・判断能力が十分でない障害のある人等が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進とともに、情報提供や本人・親族による申し立ての支援を行います。
- ・支援が必要な方に対して、成年後見制度市長申立てを適切に行います。
- ・成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見を受任（実施）する団体を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

- ・国が成年後見制度利用促進基本計画に定める市町村計画や地域連携ネットワークの整備について検討を進めます。

③選挙における配慮の推進

- ・障害のある人が選挙に参加しやすいように、選挙公報や候補者名簿等の点字版・音声テープ版の製作とともに、投票所での車椅子の配備やスロープ設置、選挙管理本部での手話通訳者の配属等、投票しやすい環境整備を継続します。また、代理投票や郵便等による不在者投票等、障害のある人に配慮した投票制度の周知に努めます。

3. 安心・安全対策の推進

平成 27（2015）年 2 月に策定された「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者情報の把握・共有とともに、災害時における障害のある人等の安否確認や避難支援等の支援体制づくりを推進します。また、日頃から顔の見える関係づくりを進めるため、地域での防災活動の推進を図ります。

障害のある人を犯罪・事故から守るため、地域ぐるみの防犯・交通安全体制の構築とともに、緊急時の対応に関する情報提供を推進します。

【具体的な取り組み】

1) 防災対策の推進

①避難体制づくりの推進

- ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者の把握や地域による安否確認、避難誘導體制の構築を促進します。
- ・避難所施設のバリアフリー化やトイレ整備を推進します。また、福祉避難所ガイドラインに基づき、さらなる福祉避難所^(※)の指定に向けた関係機関との調整を推進します。
- ・災害時の災害情報を適切に伝達するため、防災行政無線やエリアメールをはじめ、住民向けメール、TEL、FAX機能等様々な手段を使った情報提供を行うとともに、要支援者をはじめとした市民に積極的な周知を図ります。

②地域での防災活動の推進

- ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、要支援者名簿を活用した避難支援者による普段の地域の見回りや見守り活動等の促進を働きかけます。
- ・要支援者自身も参加する自主防災組織をはじめとした地域の防災訓練の実施の促進を働きかけます。
- ・障害者施設等に向けた消防訓練の指導に積極的に取り組みます。また、障害のある人も参加できる訓練の周知や、実施方法の工夫を図ります。
- ・聴覚や言語機能に障害のある人が音声によらず 119 番通報できる「NET119 緊急通報システム」の普及啓発に努めます。
- ・聴覚・視覚障害のある人に対する救急講習の資機材の充実を図ります。

2) 防犯・交通安全対策の推進

①地域での防犯活動の推進

- ・「安全見まもり隊」や「こども110番の家」等、地域住民による見守り活動の周知・促進により、地域ぐるみの防犯体制づくりを推進します。
- ・支援学校や相談支援事業所、通所事業所等へ出前講座を開催し、消費者被害防止に努めます。
- ・警察と連携し、緊急時のFAXによる緊急通報の受理（FAX110番）や、Eメールによる緊急通報の受理（メール110番）等に関する周知を促進します。

②交通安全対策の推進

- ・車イス利用者や視覚障害のある人などが安心して通行できるように、放置禁止区域内の自転車・ミニバイクの撤去や、学校・地域での交通安全教室等の啓発活動を通し、市民の交通マナーの向上に努めます。

4. 情報提供・コミュニケーション支援の充実

障害のある人が、可能な限りあらゆる場所で、自ら選択した手段により意思を表明し伝達できるようにするとともに、情報を入手できる環境の整備を推進します。

また、聴覚に障害のある人の社会参加や余暇活動等におけるコミュニケーションを支援するため、平成31（2019）年4月1日に施行された「岸和田市手話言語条例」の趣旨に基づき、手話通訳者や要約筆記者の裾野拡大等に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1) 情報提供体制の充実

①情報のバリアフリー化^(※)の推進

- ・障害のある人が必要とする福祉サービスに関する情報や、余暇活動に関する情報について、広報紙やインターネット、テレビ・ラジオ等様々な媒体を活用して周知を推進します。
- ・情報提供は、障害のある人だけでなく、高齢者、外国人等にも配慮して、できるだけわかりやすい表現を用いるよう進めます。また拡大文字の使用、点字版や音声版の作成、外国語表記などにも努めていきます。
- ・障害者用トイレの存在が外からみてわかる「トイレOKシール」の普及を通して「街角トイレ運動」を推進します。

②地域における情報提供の推進

- ・障害福祉サービスや介護保険制度、新たなサービスの詳細等について、公民館や集会場での情報提供の促進とともに、要請に応じて出前講座の実施を推進します。
- ・パソコン講習会の継続により、コミュニケーション及び情報収集の手段としてのパソコン利用の周知・拡大を図ります。

2) コミュニケーションの支援の充実

- ・聴覚に障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。
- ・福祉関連窓口などにおいて、手話通訳者の配置や、職員への手話研修に努めます。
- ・手話通訳者（奉仕員）や要約筆記者の養成研修や現任研修を継続します。

基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばす

1. 早期発見・早期療育の推進

障害や発達の遅れを早期に発見するため、各種健診や相談支援体制の充実を図るとともに、気づきを適切な支援へつなげるための体制整備を図ります。

また、早期から障害や発達に応じた療育を受けられるよう、乳幼児を対象とした療育施設の充実や、療育支援体制の整備を図ります。

【具体的な取り組み】

1) 早期発見のための取り組み推進

①各種健診の充実

- ・ 疾病や障害の早期発見・早期予防ができるよう、健診の受診率向上に向けた啓発活動とともに、従事者のスキルアップ^(※)や医師の確保等、実施体制の充実に努めます。

②相談支援の充実

- ・ 妊娠中から産後の不安や悩みについて相談できるよう、面接や電話による相談支援の実施とともに、支援が必要な方の早期把握に努めます。
- ・ 保健師、助産師、栄養士、保育士、臨床心理士等による相談支援の実施により、関連機関と連携をとりながら、適切な養育支援の充実に努めます。
- ・ 保育園や幼稚園において、集団のなかで支援が必要な子どもを早期に発見・対応できるよう、職員の研修機会の充実を図ります。また、適切な情報提供やアドバイス等を行うことにより、改善や二次障害の予防に努めます。

2) 乳幼児期の療育支援の充実

①療育支援施設の充実

- ・ 重度の障害がある乳幼児の療育の充実のため、専門的な機能を有する療育センターの設置について、大阪府へ要望していきます。
- ・ 肢体不自由児・知的障害児療育施設である総合通園センターを地域の中核的な療育支援施設として、充実させていきます。

②療育支援体制の整備

- ・ 「あゆみファイル」の適正な活用をより一層促す研修会の実施等により、発達支援の必要な子どもへのライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。
- ・ 岸和田市子育て支援地域協議会障害児療育部会や、岸和田市障害者自立支援協議会等の連携により、ネットワーク構築の推進を図ります。

2. 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実

障害のある児童の自立や社会参加の促進を支援するため、一人ひとりのニーズに応じて、就学前から就労に至るまでの一貫した保育・教育支援を推進します。

保育・教育の機会を通じ、障害の有無にかかわらず、だれもがともに生きる社会の形成の基礎となる、個性や多様性を認める意識の醸成を図ります。

【具体的な取り組み】

1) 幼児保育・教育の充実

①保育・教育体制の充実

- ・障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つことができるような視点での保育・教育の充実を図ります。
- ・保育所入所にあたり、保育士と臨床心理士等が連携し、子どもの適正な心理判定を行うことにより、集団生活に必要な支援を検討します。
- ・障害がある児童が、集団の中でともに学び、ともに育つことができるよう必要な支援を行います。
- ・障害等により支援を必要とする児童の様子を保育士が確認し、集団生活に必要な支援を検討します
- ・保育所の巡回相談対象児や幼稚園の発達相談対象児の増加に対応するため、ニーズに合わせた相談体制の充実を図ります。
- ・「あゆみファイル」を活用した一人ひとりの支援情報の適切な引き継ぎを行うことにより、就学前から就労に至るまで、一貫した支援の充実を図ります。

②職員の研修の充実

- ・幼稚園教諭を対象とした特別支援教育研修、特別支援教育コーディネーター^(※)連絡会、発達検査研修等による研修機会の充実を図ります。
- ・障害児保育については、保育所職員を対象とした「障害児保育研究会」を定期的を開催し、子どもの発達と保育に関する学びあいの機会を創出します。

2) 小・中学校における教育の充実

①教育体制の充実

- ・就学相談や支援相談、専門家による巡回相談等により、個々のニーズに円滑に対応できる体制づくりに努めます。

- ・しいのみ学級における肢体不自由、病弱・身体虚弱のある児童・生徒に対して、しいのみ学級における機能訓練を計画的に実施します。
- ・市民病院と連携を図り、院内療養中の児童のための、教育機会の提供を支援します。

②教職員の研修の充実

- ・特別支援教育に関する研修の実施により、教職員の資質向上に努めます。

3) 後期中等教育における教育の充実

- ・市立産業高校における受け入れの充実に向け、特別支援教育研修や特別支援教育コーディネーター連絡会等における研修を実施します。
- ・支援を必要とする障害のある生徒の増加に対応できるよう、高等学校や支援学校におけるきめ細やかな支援について、大阪府への要望を継続します。

4) 医療的ケアを必要とする児童への対応の充実

- ・医療機関や支援学校との連携を図りながら、市立小中学校への看護師の配置に努めます。
- ・府立支援学校での医療的ケアの必要な子どものための看護師配置の充実について、大阪府への要望を継続します。

3. 休日や放課後活動の充実

子どもの文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への参加促進のため、内容の充実や機会の創出を図ります。

障害のある児童の放課後や長期休業期間の生活が安全で充実したものであるとともに、家族のレスパイトを図るため、様々な活動や居場所づくりを推進します。

【具体的な取り組み】

1) 文化・スポーツ活動の充実

①文化活動の充実

- ・地域の子どもの対象とした夏休みの短期講座や、「少年教室」「子どもの居場所教室」を継続するとともに、内容の充実を図ります。

②スポーツ・レクリエーション機会の提供

- ・子どもが楽しく安心して参加できる様々なスポーツ・レクリエーション活動の、機会や場所を提供します。

2) 居場所づくりの推進

①放課後等における居場所の確保

- ・現在実施している放課後子ども教室（令和2（2020）年度は4教室）について、地域の方々との協働^{（※）}により、一層の充実を図ります。
- ・チビッコホーム（放課後児童クラブ）における障害のある児童の受け入れについて、指導内容の充実や、支援員の資質向上・適正配置に努め、利用促進を図ります。
- ・「岸和田市障害児のためのサマースクール実行委員会」の運営を支援します。
- ・放課後等デイサービス事業の活用により、放課後等における障害のある児童の日中活動の充実を図ります。

②地域における居場所づくりの推進

- ・「誰もがつどえるリビング」の運営支援を推進するとともに、地域住民のみならず、福祉施設や企業も参画した常設型の地域の居場所づくりに取り組みます。

4. 生活支援の充実

障害のある児童が、身近な地域で個別のニーズや障害特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービスの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

1) 障害福祉サービスの提供

- ・ 障害のある児童が、障害児入所施設からの自立やライフステージに合わせて、必要な障害福祉サービスを受けられるよう、事業所・施設等との連携を図るとともに、障害福祉計画に基づくサービスの提供を推進します。
- ・ 医療的ケアが必要な児童に対して、ライフステージに合わせて、必要な障害福祉サービスを受けられるよう、ホームヘルプサービス^(※)、短期入所（ショートステイ）^(※)が行える事業所の確保に努めます。

2) 各種手当制度の周知

- ・ 広報紙等による定期的な情報提供の実施により、各種手当制度の周知を推進します。

基本目標Ⅲ　こころと体の健康を育み、命を大切にする

1. 保健・医療の充実

障害のある人が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健サービス、医療、リハビリテーションの提供を推進します。

障害のある人の個々の現状やニーズにあった保健・医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

【具体的な取り組み】

1) 健康づくりの推進

①各種健診等の充実

- ・生活習慣病等を予防するため、各種健診の受診率の向上を図ります。また、様々な媒体や健康教育等の機会を通し、健康に対する意識の向上を促します。
- ・歯科健診や歯科健康教育等により、口腔ケアに対する意識の向上を促します。

②健康づくり、介護予防の促進

- ・二次障害等を予防するため、健康管理や健康づくりの推進に向けた専門職による健康相談等に取り組みます。
- ・介護予防活動を促進するため、「いきいき百歳体操」を中心とした地域の自主体操活動の普及に取り組みます。

2) 地域医療の充実

①医療機関における受け入れ体制の整備

- ・医師や看護師等の医療機関スタッフの障害についての理解を促進するとともに、コミュニケーションに障害のある人が、医療機関において十分な意思疎通ができるよう、引き続き手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進します。

②医療サービスの充実

- ・医師会との連携や、市民病院の患者支援センターでの入退院支援等により、在宅医療・看護の充実に努めます。
- ・在宅難病患者の方の支援体制を、医師会、市民病院の患者支援センターや関係機関と連携して推進します。
- ・障害のある人が安心して歯科診療を受けることができるよう、関連機関と連携して開設している障害者歯科診療の継続的な運営と一層の充実を目指します。

3) 地域リハビリテーション^(※)の推進

①リハビリテーションの総合化

- ・身近な地域でリハビリテーションを受けることができるよう、リハビリテーション実施機関に関する情報提供に努めます。
- ・個別のニーズに応じ、発症から維持期まで一貫したリハビリテーションを受けられるよう、関連機関との連携の一層の強化を図ります。

②多様な支援ネットワークづくり

- ・岸和田市自立支援協議会において、関係機関の連携を強化し、障害者等への総合的な支援体制整備を推進します。また、各部会等における定期的な情報交換及び支援機関との連携により、障害者の自立のためのネットワーク活動を促進します。
- ・地域の連携による生活支援を推進するため、相談支援事業所や地域活動支援センター^(※)における活動の促進を図ります。
- ・市民病院では、急性期病院としてのリハビリテーションを行うとともに、その後の回復期リハビリテーションにつなげるなど地域医療機関との連携を推進します。

4) 個別のニーズに対応する関連機関の連携強化

- ・市民病院で治療を終えた障害のある人を、地域の医療機関にスムーズにつなげられるよう、高度・専門医療と救急医療の充実を図るとともに、地域医療機関との連携強化を図ります。
- ・高次脳機能障害のある人とその家族の支援の充実のために、「高次脳機能障害地域支援ネットワーク」との連携を図るとともに、家族介護の会の組織化を支援します。

2. こころの健康づくり

関連機関と連携した自殺予防対策を推進するとともに、過度にストレスや悩みをため込まないよう、こころの健康づくりについて、正しい知識の普及・啓発、相談体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

1) こころの健康づくりの推進

①こころの健康づくりに関する啓発活動の推進

- ・庁内外の相談機関の連携を図るとともに、相談会やゲートキーパー^(※)養成研修の開催、相談カードの配布等により、自殺予防対策を推進します。
- ・ストレスの対処法などについて、健康教室や健康相談等を通し、正しい知識の普及・啓発を行います。

②相談体制の充実

- ・各種相談機関との連携により、相談体制や支援充実を図ります。

基本目標Ⅳ 生きがいを持ち、活力のある生活を送る

1. 就労支援の充実

平成28（2016）年4月1日「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が定められました。また、平成30（2018）年には、法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人が加わることとなります。

本市でも、障害者雇用に関する事業主等に向けた啓発活動を推進するとともに、積極的な雇用・就労の機会の創出を図ります。

また、関連機関との連携により、障害のある人が長く働き続けることができるよう、支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

1) 雇用・就労の促進

①障害者雇用に関する啓発活動の促進

- ・ハローワーク^(※)や泉州中障害者就業・生活支援センター^(※)、商工会議所等と連携し、事業主等が障害者雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、啓発を強化します。
- ・障害者雇用に関する事業所への助成制度について、ハローワーク等と連携し情報提供の支援に努めます。

②就労相談の充実

- ・障害者雇用就労相談や就労困難者等雇用相談等による雇用・就労支援を推進します。
- ・「地域就労支援事業推進会議」による情報交換の推進とともに、国や府の労働関係機関及び泉州中障害者就業・生活支援センターとの連携による、相談支援ネットワークの強化を図ります。

③職業訓練・職場実習の推進

- ・大阪障害者職業能力開発校にて実施する職業訓練等について、関係機関と連携し、周知を図ります。

2) 雇用・就労機会の創出

- ・「行政の福祉化^(※)」への取り組みを推進するとともに、市役所における障害のある人の法定雇用率の達成と維持を図ります。
- ・授産製品の製作・販売の場として福祉ショップの設置を検討します。
- ・総合評価入札評価基準の改定を検討し、就職困難者及び障害のある人の雇用の促進を図ります。

3) 就労継続（定着）に向けた取り組みの充実

- ・障害のある人が職場に適応し、長く働き続けることができるように、関係機関と連携して就労支援に努めます。
- ・雇用と福祉分野の連携により、離職した障害のある人の再就職の支援を推進します。

2. 社会参加・余暇活動の促進

障害のある人が社会参加・余暇活動を通し、いきいきと充実した毎日を過ごすことができるよう、交流やふれあいの場の創出、文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進を支援します。

また、障害のある人が気軽に社会参加・余暇活動が行えるよう、外出や移動の支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

1) 交流・ふれあいの場の創出

①障害者団体の活動支援

- ・広報紙やリーフレット等の各種媒体により、障害者団体の活動の周知を推進します。
- ・研修会、レクリエーション等、障害福祉団体の活動促進を図ります。

②交流の促進

- ・近隣市の障害者団体との交流等、団体間同士の交流の促進を図ります。
- ・地域住民のみならず、福祉施設や企業も参画した常設型の地域の居場所づくりに取り組みます。
- ・市立福祉総合センターにおいて、だれもが気軽に集える居場所を開設し、社会参加のきっかけづくりを推進します。
- ・障害のある人とボランティアが、ともに学びあう機会である「岸和田市障害者学級」の運営を支援します。

2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

①各種講座の提供

- ・手話通訳のある講座の開催や、障害のある人の興味に応じた講座の企画を行います。
- ・障害のある人の技術や能力を活かした講座の講師役の機会の提供に努めます。

②文化活動の促進

- ・アートマルシェ等を通し、障害のある人の芸術・文化鑑賞の機会の創出を図るとともに、内容の充実に努めます。
- ・視覚障害のある人を対象として、録音図書、点字図書及び大活字本の収集、整理、保存を推進するとともに、対面朗読を実施します。また、ファクシミリを活用した受付対応及び宅配サービスの継続等、障害のある人に対する図書サービスの充実を図ります。

③スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ・障害者スポーツの機会の提供を通し、障害者スポーツの振興・充実を推進します。
- ・スポーツ活動の機会において、ニーズに応じて障害のある人（児童）の受け入れを検討する等、スポーツをする場や機会の創出を促進します。

④施設のバリアフリー化

- ・公民館やスポーツ施設等について、バリアフリーの視点を考慮した整備・修繕を推進します。

3) 外出・移動支援の充実

①情報提供の充実

- ・各種媒体を活用した余暇活動に関する情報の収集・提供に努めます。
- ・いきいき学びのプランについて、点字版や音声版の作成・発行を推進します。

②外出支援サービスの充実

- ・手話通訳者等の派遣により、聴覚障害のある人の余暇活動への参加を促進します。
- ・移動支援の増加するニーズに対応するとともに、利用者へのサービスの周知を推進します。

基本目標Ⅴ いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた支えあいのしくみづくり

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、高齢者のみならず、障害のある人や子どもを含めた対象の拡大をめざします。

そのために重要となる地域の支えあいのしくみづくりを推進するため、住民参加による地域づくりの支援に努めるほか、障害のある人やその世帯の複合化・複雑化した地域生活の課題など多様なニーズに対応するため、重層的・包括的な相談支援体制の充実をめざします。

【具体的な取り組み】

1) 住民参加の促進

①地域福祉活動の推進

- ・岸和田市社会福祉協議会が組織する地区福祉委員会や、小地域ネットワーク活動^(※)等による情報提供や研修等、住民主体で行う福祉活動の支援を推進します。
- ・地域福祉への障害のある人の参画を推進するため、地域と障害のある当事者との連携を促進します。
- ・岸和田市社会福祉協議会や地域団体だけでなく、郵便・水道等事業者とも連携し、孤立化を防ぐ地域の見守り支援体制の充実に努めます。

②ボランティア活動の推進

- ・ボランティアセンターでは、新たな人材の確保に向けたボランティア養成講座の開催とともに、勤労者や学生等も参加しやすい体験型プログラムの開発等、より多くの市民が参加できる環境整備を推進します。
- ・市民活動サポートセンターの運営を通して、市民の自主的な活動を支援していきます。
- ・障害のある人のボランティア活動を推進するため、受け入れ施設の拡大に向けた啓発活動とともに、障害のある人も取り組むことができるプログラムの開発に努めます。
- ・企業やその従業員に向けたボランティア活動等の機会の提供を推進します。

2) 相談支援体制の充実

①相談対応の充実

- ・ 障害のある人の総合的な相談窓口である「岸和田市障害者基幹相談支援センター^(※)」を拠点とし、各相談支援機関の機能・特性に応じた役割分担を行うことにより、多様なニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。また、支援の必要な人の把握に取り組めます。
- ・ 岸和田市障害者自立支援協議会の機能強化により、障害のある人への支援体制の整備とともに、効果的な相談支援体制の構築を推進します。
- ・ 身体、知的、精神障害者相談員について、障害のある人や家族に対する周知を図ります。また、相談員同士や関連機関との連携による相談対応の充実を図ります。
- ・ 犯罪や触法行為等への関与の防止や、長期入院、入所等からの地域生活移行や支援のため、地域や関連機関と連携した支援体制を構築します。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の推進により、地域移行支援や親元からの自立等に関する障害のある人やその家族からの相談対応の充実を図ります。

②ケアマネジメント^(※)体制の充実

- ・ 障害の特性や家族状況等による様々なニーズに対応できるよう、相談支援専門員を確保するための研修の充実や、勉強会を通じた資質の向上を図ります。
- ・ すべての対象者に向けた計画相談支援の推進や、「あゆみファイル」の活用等による多様なニーズの把握、切れ目のない相談支援体制の維持を図ります。

2. 福祉サービスの充実

障害特性や個々のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するため、サービスの量の確保や質の向上に取り組みます。

また、障害のある人の家族の心身の負担の軽減や、家庭や地域での孤立を防止するため、相談支援体制の充実や必要なサービスの利用促進を図ります。

【具体的な取り組み】

1) 地域生活支援・サービスの充実

①障害特性や個々のニーズへの対応の充実

- ・計画相談支援に基づき、障害特性や個々のニーズに応じたサービスの確保・提供を図ります。
- ・障害支援区分^(※)の適切な認定により、利用者一人ひとりの実情に応じた支給決定に努めるとともに、審査請求制度について十分な周知を図ります。
- ・居住支援のために必要な相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備の推進により、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

②障害福祉サービスの充実

- ・短期入所（ショートステイ）や移動支援等について、緊急時等にもスムーズに利用ができるサービスの量の確保に努めます。
- ・障害のある人の日中活動の場の確保に向けた事業所の拡充に努めます。
- ・医療的ケアが必要な重度障害のある人への支援の拡充に向けて、医師会との連携や、医療的ケアに対応できる事業所の参入促進を図ります。
- ・高齢の障害のある人に向けて、介護保険事業計画に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、広域型特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護^(※)等の必要な施設の整備を図ります。
- ・サービス提供事業所に対する第三者評価^(※)の推進や、苦情解決のためのしくみ構築の検討等により、サービスの質の向上を図ります。

③地域生活支援事業の充実

- ・障害の特性に応じた各種福祉器具や、日常生活用具の給付の充実を図るとともに、情報提供の充実を図ります。
- ・移動支援事業がさらに使いやすくなるよう、協議・検討を行います。

2) 家族介護者への支援

①相談支援体制の充実

- ・個別相談支援を行うなかで、家族介護者の健康状態についても把握し、関連機関と連携した支援の充実を図ります。
- ・関連機関が実施する家族会等、家族介護者の悩み相談や、情報交換・交流を図れる場の提供を推進します。

②サービスの利用促進

- ・家族や相談支援専門員からのニーズに応じ、家族介護者等の心身の負担を軽減するために必要なサービスの提供を推進します。
- ・関係機関からの情報をもとに、サービス未利用者の掘り起こしを推進し、必要な人に必要なサービスが提供できるよう周知を図ります。

3. 人にやさしいまちづくりの推進

公共施設・設備、交通環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進や、障害のある人の交通利便性の確保により、だれもが生活しやすいまちづくりを推進します。

地域移行や地域定着の推進及び障害のある人が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、住まいの確保を図るとともに、住宅改修等による居住環境の充実に取り組めます。

【具体的な取り組み】

1) 利用しやすい快適な都市基盤づくり

①都市施設の整備の推進

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「大阪府福祉のまちづくり条例^(※)」に基づき、公共施設や設備について、だれもが安心して利用できるようバリアフリー化を推進します。
- ・新設、建て替え等の際は、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

②交通環境の整備の推進

- ・国、大阪府、岸和田市、JR西日本、南海電気鉄道により、特定経路及び駅舎の整備を推進し、バリアフリー化の早期完成をめざします。
- ・特定経路の歩道及び交通安全施設の整備を継続していくとともに、安心して利用できる通行空間を早期に実現できるよう推進します。
- ・障害のある人の移動の利便性を確保するため、重度障害のある人等を対象としたタクシー助成券の発行を継続するとともに、対象者への周知を図ります。
- ・高齢者や障害者を含むいわゆる交通弱者の持続可能な移動手段の確保については、交通政策のみの分野だけではなく、幅広い分野において移動手段の確保に取り組めます。

2) 生活しやすい住まいづくり

①住まいの確保

- ・市営住宅について、大阪府や各市町の事例を踏まえ、グループホームの導入について研究するとともに、建て替え時においては、福祉世帯（車椅子常用者向特別設計住宅）の戸数の確保を推進します。
- ・グループホームに入居する障害のある人の家賃の一部助成等により、住まいの場への支援を推進します。
- ・「住宅確保要配慮者」が安心して住まいを確保できる環境整備により、大阪府における

住宅セーフティネットの構築を図ります。また、民間賃貸住宅への、障害のある人や高齢者など住宅確保要配慮者の入居が円滑にできるよう、岸和田市居住支援協議会において関係団体等と連携しながら、市民及び宅地建物取引業者等への啓発に努めます。

②住宅環境の充実

- ・「公営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅における住宅内手摺（浴室、便所、玄関）等の設置を推進します。
- ・市営住宅における医療・福祉サービス施設等の生活支援施設の設置について、他市町の事例を踏まえ、導入について検討します。
- ・高齢者福祉施策等と連携し、障害のある人や高齢者が暮らしやすいよう、住宅改修の支援を推進するとともに、専門職による利用者の身体状況に応じた助言・指導を行い、より適切なサービス提供に努めます。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画（令和3～5年度）

1. 国の基本指針・府の基本的な考え方

国は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という）を作成しています。

また、市町村は国が示す基本指針に即して、障害福祉計画・障害児福祉計画を定めることとなっていることから、本市においても、令和2（2020）年に改正された国の基本指針及び計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方に沿って策定します。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画では、令和5（2023）年度を目標年度とする成果目標の目標値を定めます。

■障害福祉計画・障害児福祉計画の「基本指針」について

- ◎ 基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものです。
- ◎ 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。（今回の計画期間は令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

2. 第6期障害福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第5期計画（令和元年度まで）の実績

地域生活への移行者数は平成30（2018）年度には2人、令和元（2019）年度には1人です。令和2（2020）年度の目標値16人を達成するのは困難な状況です。また、施設入所者の削減数は平成30（2018）年度には2人ですが、令和元（2019）年度には施設入所者が1人増えています。これについても令和2（2020）年度の目標値3人を達成するのは困難な状況です。

第6期計画の目標

●地域生活への移行者数・施設入所者の削減数

	地域生活への移行者数	施設入所者の削減数
国の基本指針	● 令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として目標設定する。	● 施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 国基準に沿って、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するよう目標を設定する。	● 国基準に沿って、令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本に目標を設定する。

■本市の考え方

国及び府の方針に沿って、施設入所者の地域生活への移行者数は令和元（2019）年度末時点の施設入所者数146人の6%にあたる9人、施設入所者数は1.6%にあたる3人を目標値として定めます。施設入所者には常時介護が必要な重度の障害者が多く、家族や入所者自身も高齢化しているなどの現状から、見通しは厳しいものですが、自立支援協議会や関係機関等と連携して地域移行に向けた支援に取り組むとともに、施設入所支援の利用等も含めた適切な選択への意思決定に向けて支援します。

項 目	令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
地域生活への移行者数（人）	1	9
施設入所者数の削減見込（人）	0	3

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期計画の目標【新規】

● 退院後1年以内の平均日数・長期入院患者数・早期退院率

	退院後1年以内の 平均日数	長期入院患者数	早期退院率
国の基本指針	●精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標設定する。	●国の定める算定式により算出した精神病床における65歳以上／65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。	●入院後3か月時点の退院率69%以上、入院後6か月時点の退院率86%以上、入院後1年時点の退院率92%以上を基本とする。
大阪府の基本的な考え方	●国基準に沿った目標設定とし、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標設定する。	●令和5年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を8,688人として目標設定し、市町村に按分した数を下限として目標値を設定する。	●国基準に沿った目標設定とし、入院後3か月時点の退院率69%以上、入院後6か月時点の退院率86%以上、入院後1年時点の退院率92%以上を基本とする。

■本市の考え方

国及び府の方針に沿って、目標値を定めます。

項 目	令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
退院後1年以内の平均日数	—	316日以上
長期入院患者数（人）	481	456

項 目	令和元(2019)年度 （実績値）	令和5（2023）年度（目標値）		
		入院後3か月	入院後6か月	入院後1年
早期退院率	—	69%以上	86%以上	92%以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第5期計画（令和元年度まで）の実績

市内事業所等との連携・協力に基づく面的整備による実施について協議を重ねています。目標とする令和2（2020）年度中に整備を予定しています。

第6期計画の目標

国の基本指針	● 各市町村または各圏域に1つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 国基準に沿った目標設定とし、各市町村または圏域に1つ以上を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

■本市の考え方

地域生活支援拠点等^(※)について、本市では面的整備による支援体制を構築します。引き続き既存の支援体制の充実に努めます。また、年1回以上の運用状況の検証・検討を目標として定めます。

項 目	令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
地域生活支援拠点等	未実施	面的整備で実施
運用状況の検証・検討	—	年1回以上実施

※「地域生活支援拠点等」とは

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るもので、①相談（地域移行、親からの自立等）、②緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、③体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を備えることをいう。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

第5期計画（令和元年度まで）の実績

福祉施設から一般就労^(※)への移行者数は平成30（2018）年度には23人、令和元（2019）年度には30人で、令和2（2020）年度の目標値22人を上回っています。就労移行支援事業の利用者数は平成30（2018）年度には30人、令和元（2019）年度には26人で、令和2（2020）年度の目標値80人を達成するのは困難な状況です。就労定着率については就労定着支援事業による支援開始1年後の割合が10割で、令和2（2020）年度の目標値8割を上回っています。

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額は、平成30（2018）年度には14,266円、令和元（2019）年度では14,523円です。令和2（2020）年度の目標値15,867円を達成するのは困難な状況です。

第6期計画の目標【一部新規】

●福祉施設から一般就労への移行・就労定着支援事業の利用者数・就労定着率

	福祉施設から一般就労への移行	就労定着支援事業の利用者数	就労定着率
国の基本指針	●一般就労に移行する者を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。	●就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	●就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	●国基準に沿った目標設定とし、一般就労へ移行する者の数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする（就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上）	●国基準に沿った目標設定とし、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	●国基準に沿った目標設定とし、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■本市の考え方

国及び府の方針に沿って、福祉施設から一般就労への移行者数を令和元（2019）年度実績の1.27倍以上（移行支援事業1.30倍以上、就労A型1.26倍以上、就労B型1.23倍以

上)として目標値を定めます。

また、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用すること、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることを目標値として定めます。

項 目		令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
年間一般就労 移行者数（人）	移行支援事業	16	23
	就労 A 型	5	7
	就労 B 型	9	12
	合計	30	42
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数		—	7 割
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所数		—	7 割以上

●就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

大阪府の基本的な考え方	● 大阪府が個々の就労継続支援B型事業所の目標工賃を踏まえ設定し提供する、令和5年度時点の工賃の平均額の見込みを参考に目標額を設定する。
-------------	--

■本市の考え方

本市における令和元（2019）年度の工賃の平均額は14,523円であり、令和5（2023）年度には令和元（2019）年度実績の約9%増の15,867円と設定します。なお、この金額は第5期計画の目標額と同額です。

項 目	令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	14,523 円	15,867 円

（5）相談支援体制の充実・強化等

第6期計画の目標【新規】

国の基本指針	● 各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

■本市の考え方

国及び府の方針に沿って、目標値を定めます。本市では既に基幹相談支援センターを設置済みですので、維持・充実に努めます。

項 目	令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済

（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第6期計画の目標【新規】

国の基本指針	● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 市町村は報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携、適正な指導監査等の実施等について目標を設定し、研修等の実施により職員の資質の向上にも努められたい。

■本市の考え方

国及び府の方針に沿って、目標を定めます。本市においては、指導権限を有する者（大阪府等）との協力・連携のための協議の場や、研修等への参加について既に実施しています。今後もその継続・充実に努めます。報酬の審査体制の強化については、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の事業所・関係機関等との共有により実施に努めます。

項 目	令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
報酬の審査体制の強化	—	実施
研修等の実施	実施	実施
指導権限を有する者との協力・連携	実施	実施

3. 第2期障害児福祉計画における成果目標

（1）障害児支援の提供体制の整備等 第1期計画（令和元年度まで）の実績

本市では平成29（2017）年8月に児童発達支援センターとして「市立総合通園センター」を市立福祉総合センター内に開設済みです。

第2期計画の目標

●重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置・保育所等訪問支援の充実

	児童発達支援センターの設置	保育所等訪問支援の充実
国の基本指針	● 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	● すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 国基準に沿った目標設定とし、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	● 国基準に沿った目標設定とし、各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

■本市の考え方

本市では平成29（2017）年8月に児童発達支援センターとして「市立総合通園センター」を市立福祉総合センター内に開設済みです。また、保育所等訪問支援についても「市立総合通園センター」ほかで実施しています。引き続き実情に沿った専門的機能の強化及び重層的な地域支援体制の充実に努めます。

項 目	令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
児童発達支援センターの設置	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援の充実	3 か所	3 か所

- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

第1期計画（令和元年度まで）の実績

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は平成30（2018）年度には2か所、令和元（2019）年度には2か所を設置しており、令和2（2020）年度の目標値2か所以上を達成しています。放課後等デイサービス事業所については平成30（2018）年度に2か所、令和元（2019）年度に2か所を設置しており、令和2（2020）年度の目標値2か所を達成しています。

第2期計画の目標

国の基本指針	● 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 国基準に沿った目標設定とし、各市町村の重症心身障がい児数に応じて、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置することを基本とする。

■本市の考え方

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、本市ではすでに2か所ずつ確保されており、引き続き支援の充実に努めます。

項 目	令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	2か所	2か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2か所	2か所

● 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

第1期計画（令和元年度まで）の実績

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、平成30（2018）年度に設置し、目標を達成しています。

第2期計画の目標【一部新規】

国の基本指針	● 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 国基準に沿った目標設定とし、大阪府と市町村（圏域でも可）がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーター（※）を地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。

■本市の考え方

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、本市では小児在宅医療地域連携連絡会議により実施しており、今後も関係機関等の連携強化に努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、本市の実情に合わせて配置することに努めます。

項 目	令和元（2019）年度 （実績値）	令和5（2023）年度 （目標値）
関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済
コーディネーターの配置	—	配置

第6章 事業計画（令和3～5年度）

1. 障害者総合支援法等にもとづくサービス事業体系

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。18歳未満では児童福祉法による障害児通所支援等もあります。

■障害福祉サービス等の体系（概略図）



2. 第6期障害福祉計画/障害福祉サービス等の見込量と確保策

（1）訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
訪問系サービス	介護給付	居宅介護
	介護給付	重度訪問介護
	介護給付	同行援護
	介護給付	行動援護
	介護給付	重度障害者等包括支援

① 居宅介護

■第5期計画の実績

全体では、利用者数について令和2(2020)年度は前年度より減少していますが、第5期計画の見込量を超えています。一方で利用時間数は令和2(2020)年度は前年度より減少し、対見込率も88.0%と計画の見込量を下回っています。障害種別では、知的障害のある人と精神障害のある人は、利用者数も利用時間数も第5期計画の見込量を超える利用となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績/見込量(%)
身体障害のある人	利用者数	人/月	316	317	265	317	83.6
	利用時間数	時間/月	4,923	5,336	4,888	6,776	72.1
知的障害のある人	利用者数	人/月	126	132	140	106	132.1
	利用時間数	時間/月	1,439	1,386	1,411	1,276	110.6
精神障害のある人	利用者数	人/月	340	351	357	320	111.6
	利用時間数	時間/月	3,647	4,063	4,165	3,894	107.0
障害のある児童	利用者数	人/月	29	29	28	32	87.5
	利用時間数	時間/月	293	360	423	425	99.5
合 計	利用者数	人/月	811	829	790	775	101.9
	利用時間数	時間/月	10,302	11,145	10,887	12,371	88.0

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
身体障害のある人	利用者数	人/月	260	255	250
	利用時間数	時間/月	4,933	4,978	5,024
知的障害のある人	利用者数	人/月	155	171	189
	利用時間数	時間/月	1,505	1,605	1,711
精神障害のある人	利用者数	人/月	391	428	469
	利用時間数	時間/月	4,699	5,302	5,982
障害のある児童	利用者数	人/月	27	27	26
	利用時間数	時間/月	465	512	563
合 計	利用者数	人/月	833	881	934
	利用時間数	時間/月	11,602	12,397	13,280

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 重度訪問介護

■第5期計画の実績

全体では、利用者数についても利用時間数についても令和2(2020)年度は前年度より減少していますが、第5期計画の見込量を超えています。

障害種別では、知的障害のある人の利用時間数を除いて、第5期計画の見込量を超える利用となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績／見込量(%)
身体障害のある人	利用者数	人/月	97	99	94	46	204.3
	利用時間数	時間/月	4,916	5,150	5,027	4,751	105.8
知的障害のある人	利用者数	人/月	2	2	2	1	200.0
	利用時間数	時間/月	229	88	162	189	85.7
精神障害のある人	利用者数	人/月	3	3	2	1	200.0
	利用時間数	時間/月	94	75	55	18	305.6
合 計	利用者数	人/月	102	104	98	48	204.2
	利用時間数	時間/月	5,239	5,313	5,244	4,958	105.8

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
身体障害のある人	利用者数	人/月	107	121	137
	利用時間数	時間/月	5,516	6,052	6,641
知的障害のある人	利用者数	人/月	2	2	2
	利用時間数	時間/月	146	132	119
精神障害のある人	利用者数	人/月	2	2	2
	利用時間数	時間/月	72	93	121
合 計	利用者数	人/月	111	125	141
	利用時間数	時間/月	5,734	6,277	6,881

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

③ 同行援護

■第5期計画の実績

身体障害のある人は利用者数についても利用時間数についても令和 2(2020)年度は前年度より減少しています。対見込率も利用者数で 81.4%、利用時間数で 73.8%と第 5 期計画の見込量を下回っています。障害のある児童について 1 人の利用を見込みましたが、利用がありませんでした。

障害種別	項目	単位	実績			第 5 期計画見込量との比較	
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 2 年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
身体障害のある人	利用者数	人/月	114	108	92	112	82.1
	利用時間数	時間/月	2,315	2,267	2,261	3,045	74.3
障害のある児童	利用者数	人/月	0	0	0	1	0.0
	利用時間数	時間/月	0	0	0	18	0.0
合 計	利用者数	人/月	114	108	92	113	81.4
	利用時間数	時間/月	2,315	2,267	2,261	3,063	73.8

※ 令和 2(2020)年度は、4 月～7 月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
身体障害のある人	利用者数	人/月	87	83	79
	利用時間数	時間/月	2,273	2,285	2,298
障害のある児童	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0
合 計	利用者数	人/月	87	83	79
	利用時間数	時間/月	2,273	2,285	2,298

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

④ 行動援護

■第5期計画の実績

実績のある知的障害のある人の利用者数についても利用時間数についても、令和 2 (2020) 年度は前年度より減少しています。利用者数については第 5 期計画の見込量と一致していますが、利用時間数では 54.9%と見込量を下回っています。

精神障害のある人及び障害児については、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度まで利用がありませんでした。第5期計画においては、実績も見込みませんでした。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
知的障害 のある人	利用者数	人/月	3	5	4	4	100.0
	利用時間数	時間/月	79	132	62	113	54.9

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
知的障害 のある人	利用者数	人/月	4	4	4
	利用時間数	時間/月	91	91	91

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

※ 精神障害のある人・障害児は利用実績がないため見込んでいません。

⑤ 重度障害者等包括支援

■第5期計画の実績

平成30（2019）年度から令和2（2020）年度まで利用はありませんでした。第5期計画においては、重度障害者等包括支援の実績も見込みませんでした。

■第6期計画の見込量

第6期計画においても、重度障害者等包括支援を実施する事業所が見込めない状況ですが、今後、サービスの利用ニーズに合わせ、事業所確保などの支援に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
日中活動系サービス	介護給付	生活介護
		療養介護
		短期入所
	訓練等給付	自立訓練(機能訓練)
		自立訓練(生活訓練)
		就労移行支援
		就労継続支援(A型)
		就労継続支援(B型)
		就労定着支援

① 生活介護

■第5期計画の実績

全体では、利用日数についても利用者数についても令和2（2020）年度は前年度より減少し、第5期計画の見込量を下回っています。

障害種別では、精神障害のある人で利用者数も利用日数も第5期計画の見込量を超える利用となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
身体障害のある人	利用者数	人/月	196	205	165	180	91.7
	利用日数	人日/月	2,751	2,894	2,618	3,027	86.5
知的障害のある人	利用者数	人/月	312	319	309	325	95.1
	利用日数	人日/月	5,947	6,101	6,007	6,489	92.6
精神障害のある人	利用者数	人/月	29	49	51	26	196.2
	利用日数	人日/月	330	548	643	327	196.6
合 計	利用者数	人/月	537	573	525	531	98.9
	利用日数	人日/月	9,028	9,543	9,268	9,843	94.2

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害のある人	利用者数	人/月	168	170	173
	利用日数	人日/月	2,683	2,750	2,818
知的障害のある人	利用者数	人/月	315	321	327
	利用日数	人日/月	6,135	6,266	6,400
精神障害のある人	利用者数	人/月	69	94	128
	利用日数	人日/月	877	1,196	1,630
合 計	利用者数	人/月	552	585	628
	利用日数	人日/月	9,695	10,212	10,848

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■第5期計画の実績

全体では、利用者数について令和2(2020)年度は前年度と同数ですが、対見込率は39.5%と第5期計画の見込量を下回っています。利用日数は令和2(2020)年度は前年度より減少し、対見込率も31.9%と、計画の見込量を下回っています。

障害種別では、知的障害のある人は、利用者数も利用日数も令和2(2020)年度は前年度より増加していますが、第5期計画の見込量よりは下回る利用となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績/見込量(%)
身体障害のある人	利用者数	人/月	0	1	1	4	25.0
	利用日数	人日/月	0	15	22	64	34.4
知的障害のある人	利用者数	人/月	5	6	8	12	66.7
	利用日数	人日/月	84	109	140	215	65.1
精神障害のある人	利用者数	人/月	31	25	23	65	35.4
	利用日数	人日/月	400	290	228	943	24.2
合 計	利用者数	人/月	36	32	32	81	39.5
	利用日数	人日/月	484	414	390	1,222	31.9

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
身体障害のある人	利用者数	人/月	1	1	1
	利用日数	人日/月	22	22	22
知的障害のある人	利用者数	人/月	8	8	7
	利用日数	人日/月	135	131	126
精神障害のある人	利用者数	人/月	26	29	33
	利用日数	人日/月	239	250	261
合 計	利用者数	人/月	35	38	41
	利用日数	人日/月	396	403	409

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

③ 就労移行支援

■第5期計画の実績

全体では、利用者数についても利用日数についても令和2(2020)年度は前年度より増加しています。対見込率は利用者数で51.8%、利用日数で54.3%と第5期計画の見込量を下回っています。

障害種別では、精神障害のある人の利用者数が令和2(2020)年度は前年度より減少し、第5期計画の見込量も下回る利用となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績／見込量(%)
身体障害のある人	利用者数	人/月	4	3	4	9	44.4
	利用日数	人日/月	78	51	79	165	47.9
知的障害のある人	利用者数	人/月	21	22	23	50	46.0
	利用日数	人日/月	389	389	511	1,003	50.9
精神障害のある人	利用者数	人/月	34	33	32	55	58.2
	利用日数	人日/月	522	502	503	845	59.5
合 計	利用者数	人/月	59	58	59	114	51.8
	利用日数	人日/月	989	942	1,093	2,013	54.3

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
身体障害のある人	利用者数	人/月	4	4	4
	利用日数	人日/月	81	83	86
知的障害のある人	利用者数	人/月	22	22	21
	利用日数	人日/月	520	528	537
精神障害のある人	利用者数	人/月	34	37	40
	利用日数	人日/月	552	606	666
合 計	利用者数	人/月	60	63	65
	利用日数	人日/月	1,153	1,217	1,289

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

④ 就労継続支援（A型）

■第5期計画の実績

全体では、利用者数についても利用日数についても令和2(2020)年度は前年度より増加しています。対見込率は利用者数で83.7%、利用日数で85.7%と第5期計画の見込量を下回っています。

障害種別では、身体障害のある人の利用者数が令和2(2020)年度は前年度と同数であるほかは、いずれも増加していますが、第5期計画の見込量よりは下回る利用となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績／見込量(%)
身体障害のある人	利用者数	人/月	11	10	10	19	52.6
	利用日数	人日/月	191	189	203	344	59.0
知的障害のある人	利用者数	人/月	30	31	35	35	100.0
	利用日数	人日/月	579	605	693	702	98.7
精神障害のある人	利用者数	人/月	25	31	32	38	84.2
	利用日数	人日/月	426	527	560	652	85.9
合 計	利用者数	人/月	66	72	77	92	83.7
	利用日数	人日/月	1,196	1,321	1,456	1,698	85.7

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
身体障害のある人	利用者数	人/月	11	12	13
	利用日数	人日/月	232	265	303
知的障害のある人	利用者数	人/月	38	42	46
	利用日数	人日/月	760	833	913
精神障害のある人	利用者数	人/月	39	48	59
	利用日数	人日/月	705	887	1,117
合 計	利用者数	人/月	88	102	118
	利用日数	人日/月	1,697	1,985	2,333

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑤ 就労継続支援（B型）

■第5期計画の実績

全体では、利用者数についても利用日数についても令和2(2020)年度は前年度より増加しています。対見込率も利用者数で107.2%、利用日数で109.1%と第5期計画の見込量を超えています。

障害種別では、身体障害のある人の利用者数と利用日数が、令和2(2020)年度は前年度より減少しており、第5期計画の見込量を下回る利用となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績／見込量(%)
身体障害のある人	利用者数	人/月	58	70	65	71	91.5
	利用日数	人日/月	925	1,103	1,058	1,200	88.2
知的障害のある人	利用者数	人/月	256	271	292	275	106.2
	利用日数	人日/月	4,762	4,981	5,680	5,285	107.5
精神障害のある人	利用者数	人/月	203	231	241	212	113.7
	利用日数	人日/月	2,735	3,162	3,532	2,929	120.6
合 計	利用者数	人/月	517	572	598	558	107.2
	利用日数	人日/月	8,422	9,246	10,270	9,414	109.1

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
身体障害のある人	利用者数	人/月	72	80	89
	利用日数	人日/月	1,168	1,290	1,424
知的障害のある人	利用者数	人/月	316	343	371
	利用日数	人日/月	6,262	6,903	7,609
精神障害のある人	利用者数	人/月	276	316	362
	利用日数	人日/月	4,176	4,937	5,836
合 計	利用者数	人/月	664	739	822
	利用日数	人日/月	11,606	13,130	14,869

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑥ 就労定着支援

■第5期計画の実績

令和2(2020)年度の利用者数は前年度より増加しています。平成30(2018)年度からの新設サービスで、第5期計画では利用者数を1人と見込んでいましたが、見込量を大きく超える利用となっています。

障害種別	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績／見込量(%)
一般就労移行者	人	0	8	10	1	1000.0

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	単位	見込み		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
一般就労移行者	人	10	10	10

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑦ 療養介護

■第5期計画の実績

全体では、利用者数について令和2(2020)年度は前年度より減少していますが、対見込率では身体障害のある人で104.5%、知的障害のある人で100.0%と第5期計画の見込量と同数もしくは見込量を超える利用となっています。

障害種別	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績／見込量(%)
身体障害のある人	人/月	24	25	23	22	104.5
知的障害のある人	人/月	2	2	2	2	100.0
合 計	人/月	26	27	25	24	104.2

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害のある人	人/月	23	23	22
知的障害のある人	人/月	2	2	2
合 計	人/月	25	25	24

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑧ 短期入所

■第5期計画の実績

全体では、利用者数についても利用日数についても令和2(2020)年度は前年度より減少しています。対見込率も利用者数で70.5%、利用日数で60.0%と第5期計画の見込量を下回っています。

障害種別では、身体障害のある人の利用日数と精神障害のある人の利用者数が見込量と同等となっているほかは、第5期計画の見込量を下回る利用となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	26	29	20	21	95.2
	利用日数	人日/月	148	199	115	115	100.0
知的障害 のある人	利用者数	人/月	46	46	42	63	66.7
	利用日数	人日/月	379	370	310	562	55.2
精神障害 のある人	利用者数	人/月	1	3	2	2	100.0
	利用日数	人日/月	15	20	16	17	94.1
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	5	4	3	9	33.3
	利用日数	人日/月	31	7	9	56	16.1
合 計	利用者数	人/月	78	82	67	95	70.5
	利用日数	人日/月	573	596	450	750	60.0

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	21	21	22
	利用日数	人日/月	121	127	133
知的障害 のある人	利用者数	人/月	42	41	41
	利用日数	人日/月	295	281	268
精神障害 のある人	利用者数	人/月	2	3	3
	利用日数	人日/月	24	37	56
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	2	2	2
	利用日数	人日/月	6	4	3
合 計	利用者数	人/月	67	67	68
	利用日数	人日/月	446	449	460

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

（3）居住系サービス

■居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）
		自立生活援助

① 自立生活援助

■第5期計画の実績

全体では、令和2(2020)年度の利用者数は前年度より減少しています。平成30(2018)年度からの新設サービスで、第5期計画では利用者数をそれぞれ1人と見込んでいましたが、ほぼ見込量と同数の利用となっています。

障害種別	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績／見込量(%)
身体障害のある人	人/月	0	1	0	1	0.0
知的障害のある人	人/月	1	1	1	1	100.0
精神障害のある人	人/月	1	3	1	1	100.0
合 計	人/月	2	5	2	3	66.7

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害のある人	人/月	1	1	1
知的障害のある人	人/月	1	1	1
精神障害のある人	人/月	1	1	1
合 計	人/月	3	3	3

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 共同生活援助（グループホーム）

■第5期計画の実績

全体でも障害種別ごとでも、利用者数は増加傾向にあります。

対見込率も身体障害のある人で141.2%、知的障害のある人で118.2%、精神障害のある人で108.3%で、第5期計画の見込量を超えた利用となっています。

障害種別	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	19	20	24	17	141.2
知的障害のある人	人/月	108	119	130	110	118.2
精神障害のある人	人/月	31	38	39	36	108.3
合 計	人/月	158	177	193	163	118.4

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害のある人	人/月	27	31	36
知的障害のある人	人/月	140	151	163
精神障害のある人	人/月	44	49	54
合 計	人/月	211	231	253

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

③ 施設入所支援

■第5期計画の実績

全体では、令和2(2020)年度は前年度と利用者数は同数となっていますが、第5期計画の見込量を超えています。

障害種別では、知的障害のある人について利用者数の対見込率が94.9%と下回っているほかは、第5期計画の見込量を超える利用となっています。

障害種別	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績／見込量(%)
身体障害のある人	人/月	48	49	50	45	111.1
知的障害のある人	人/月	91	95	94	99	94.9
精神障害のある人	人/月	2	2	2	1	200.0
合 計	人/月	141	146	146	145	100.7

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	単位	見込み		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
身体障害のある人	人/月	51	51	52
知的障害のある人	人/月	92	91	89
精神障害のある人	人/月	2	2	2
合 計	人/月	145	144	143

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

(4) 相談支援

■相談支援の種類と内容

サービス名		サービス内容
計画相談支援 支援給付	サービス利用支援 ／継続サービス利用支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人と、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成します。支給決定または変更後、サービス調整会議などを実施し、計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の点検・評価を行い、計画の見直しを行います。
	地域移行支援	障害者入所施設または児童福祉施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域相談支援 支援給付	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

① 計画相談支援

■第5期計画の実績

全体では、利用者数について令和2(2020)年度は前年度より減少し、第5期計画の見込量よりも下回っています。

障害種別では知的障害のある人と障害のある児童について令和2(2020)年度は前年度より利用者数が増加していますが、対見込率は知的障害のある人84.1%、障害のある児童25.0%と第5期計画の見込量を下回る利用となっています。

障害種別	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	72	81	75	102	73.5
知的障害のある人	人/月	126	130	143	170	84.1
精神障害のある人	人/月	129	139	128	145	88.3
障害のある児童	人/月	1	0	1	4	25.0
合 計	人/月	328	350	347	421	82.4

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害のある人	人/月	74	73	72
知的障害のある人	人/月	149	155	161
精神障害のある人	人/月	130	131	133
障害のある児童	人/月	1	1	1
合 計	人/月	354	360	367

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 地域移行支援

■第5期計画の実績

精神障害のある人のみ利用実績がありますが、令和2(2020)年度ではいずれの障害種別についても利用がありませんでした。第5期計画ではそれぞれ利用を見込んでいましたが、対見込率はいずれも0.0%となっています。

障害種別	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	0	0	0	1	0.0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	1	0.0
精神障害のある人	人/月	1	2	0	3	0.0
合 計	人/月	1	2	0	5	0.0

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害のある人	人/月	1	1	1
知的障害のある人	人/月	1	1	1
精神障害のある人	人/月	1	1	1
合 計	人/月	3	3	3

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

③ 地域定着支援

■第5期計画の実績

平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度まで利用はありませんでした。第5期計画においては、それぞれ利用者数を見込んでいましたが、対見込率は 0.0%です。

障害種別	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	0	0	0	1	0.0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	1	0.0
精神障害のある人	人/月	0	0	0	3	0.0
合 計	人/月	0	0	0	5	0.0

※ 令和 2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害のある人	人/月	1	1	1
知的障害のある人	人/月	1	1	1
精神障害のある人	人/月	1	1	1
合 計	人/月	3	3	3

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

（５）発達障害者等に対する支援【新規】

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援プログラム、ペアレントメンター養成講座等については、大阪府が開催する講座等の活用を基本に、受講希望者等への積極的な情報提供等を行います。

ピアサポート活動についても同様に、大阪府の委託を受けて実施される市内及び近隣市町における活動についての、積極的な情報提供等を行います。

■第6期計画の見込み

区分	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

※「ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム」とは

行動療法の考え方に基づき、親（養育者）が、一人ひとりの子どもにあった効果的な対処法を身につけることを目的としたプログラム・トレーニング。主な目的は、親（養育者）が、子どもの好ましい行動を増やし、好ましくない行動を減らすための技術を習得すること。親子ともに生活の中での「困り感」を減らし、心地よく生活を送っていけることも目的の一つです。

※「ペアレントメンター」とは

発達障害のある子どもの親などが、発達障害の診断を子どもが受けて間もない親などに、経験を活かして助言を行うこと（助言者）。大阪府のペアレント・メンター事業では、子育てに関する経験談の紹介や、親目線での情報提供などの活動を通して、発達障害のある子どもの家族をサポートしています。

※「ピアサポート活動」とは

同じ課題や環境を体験する人が対等な関係性の中で仲間（ピア）で支えあうこと。同じような体験や思いを分かち合うと同時に、体験を生かして、課題を抱える仲間を支援したり、体験を客観的に他者へ伝えたりすることで、自身も本来の力を自覚し発揮していく作用が期待できます。

(6) 精神障害に対する支援体制【新規】

岸和田市自立支援協議会を協議の場として、保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化を図り、精神障害のある人への支援体制の充実に努めます。

① 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

■平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度の実績と第 6 期計画の見込量

区分		単位	実績			見込み		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
協議の場の開催		回	3	6	10	12	12	12
参加者	保健関係者	人	5	42	12	16	22	29
	医療機関	精神科	8	4	16	20	25	32
		精神科以外	0	0	0	0	0	0
	福祉関係者	人	32	58	50	50	50	50
	介護関係者	人	3	5	5	6	6	6
	当事者及び家族等	人	5	5	5	6	6	6
目標設定及び評価の実施回数		回	3	6	10	12	12	12

※ 令和 2(2020)年度は、4 月～7 月の実績をもとにした実績見込値です。見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

■平成 30(2018)年度～令和 2（2020）年度の実績と第 6 期計画の見込量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
精神障害者の地域移行支援（利用者数）	人	2	4	0	1	1	1
精神障害者の地域定着支援（利用者数）	人	0	0	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助（利用者数）	人	31	38	39	44	49	54
精神障害者の自立生活援助（利用者数）	人	4	7	1	1	1	1

※ 令和 2(2020)年度は、4 月～7 月の実績をもとにした実績見込値です。見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

（7）相談支援体制の充実・強化のための取り組み【新規】

基幹相談支援センターを軸として、一般相談支援事業所・特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所等との連携により相談体制の充実・強化に取り組むとともに、主任相談支援専門員をはじめとする専門的人材の確保・有効活用に努めます。

① 総合的・専門的な相談支援

■平成30(2018)年度～令和2(2020)年度の実績と第6期計画の見込量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
総合的・専門的な相談支援	回	1,996	1,167	1,452	1,452	1,452	1,452

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

② 地域の相談支援体制の強化

■平成30(2018)年度～令和2(2020)年度の実績と第6期計画の見込量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	240	273	504	504	504	504
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	5	2	4	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	12	12	10	12	12	12

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み【新規】

大阪府や関係自治体等との連携や情報の共有により、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■平成 30(2018)年度～令和 2 (2020)年度の実績と第 6 期計画の見込量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人	40	37	34	34	34	34

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■平成 30(2018)年度～令和 2 (2020)年度の実績と第 6 期計画の見込量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	無	無	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回	0	0	0	0	0	1

③ 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有

■平成 30(2018)年度～令和 2 (2020)年度の実績と第 6 期計画の見込量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
関係自治体との共有回数	回	1	1	1	1	1	1

3. 第6期障害福祉計画/地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。必須事業と任意事業があり、必須事業には次の事業があります。

■地域生活支援事業必須事業の種類と内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
手話通訳者・緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 また、聴覚障害のある人またはその家族が病気または事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

（１）必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

第5期計画に引き続き、第6期計画においても実施します。

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

当事者団体等への活動支援など第5期計画に引き続き、第6期計画においても実施します。

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

③ 相談支援事業

それぞれについて、第5期計画に引き続き、第6期計画においても実施します。相談支援体制の再構築により障害者相談支援事業の実施個所数については第6期計画では6か所を見込んでいます。

■第5期計画の実績と第6期計画の見込量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	6	6	6
基幹相談支援センター	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

④ 成年後見制度利用支援事業

■第5期計画の実績

利用者数について令和2(2020)年度は前年度より増加し、対見込率も114.3%と第5期計画の見込量を超える利用となっています。

区分	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2021)見込量	実績／見込量(%)
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	3	8	7	114.3

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

区分	単位	見込み		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
成年後見制度利用支援事業	人/年	9	9	10

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

市民後見人^(※)養成や支援を行うとともに、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職による後見人等とも連携を行っていることから、今後も実施は見込んでいません。

■第5期計画の実績と第6期計画の見込量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

■第5期計画の実績

手話通訳者派遣事業では利用件数と利用時間数のそれぞれについて、令和2(2020)年度は前年度より減少しています。対見込率も利用件数で29.0%、利用時間数で42.3%と、計画の見込量を下回っています。

要約筆記者派遣事業でも利用件数と利用時間数のそれぞれについて、令和2(2020)年度は前年度より減少しています。対見込率もそれぞれ33.3%と、計画の見込量を下回っています。

区分	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
手話通訳者派遣事業	件/年	424	453	200	690	29.0
	時間/年	884	1064	550	1,300	42.3
要約筆記者派遣事業	件/年	44	52	20	60	33.3
	時間/年	91	92	80	240	33.3
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3	3	100.0

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

区分	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話通訳者派遣事業	件/年	472	542	668
	時間/年	1298	1490	1837
要約筆記者派遣事業	件/年	39	52	68
	時間/年	195	260	340
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

2年に1回、講座回数を増やして実施し、令和2(2020)年度受講者数は前年度より増加していますが、対見込率は60.0%で、第5期計画の見込量を下回っています。

■第5期計画の実績

区分	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績/見込量 (%)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	43	28	30	50	60.0

■第6期計画の見込量

区分	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	50	30	50

⑧ 日常生活用具給付等事業

■第5期計画の実績

在宅療養等支援用具について、令和2(2020)年度は前年度より利用件数が増加しています。このほかについては利用件数が前年度と同数か減少していますが、対見込率は在宅療養等支援用具101.7%、居住生活動作補助用具（住宅改修費）114.3%と、見込量を上回る利用となっています。

区分	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和2年度(2020)見込量	実績／見込量(%)
介護・訓練支援用具	件/年	23	20	20	37	54.1
自立生活支援用具	件/年	57	72	70	130	53.8
在宅療養等支援用具	件/年	57	52	60	59	101.7
情報・意思疎通支援用具	件/年	239	181	120	415	28.9
排泄管理支援用具	件/年	3,946	4,720	4,000	4,305	92.9
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	4	8	8	7	114.3

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

区分	単位	見込み		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
介護・訓練支援用具	件/年	19	19	18
自立生活支援用具	件/年	64	58	52
在宅療養等支援用具	件/年	62	64	67
情報・意思疎通支援用具	件/年	96	77	62
排泄管理支援用具	件/年	3,976	3,952	3,928
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	9	10	11

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑨ 移動支援事業

全体では、利用者数について令和 2（2020）年度は前年度より減少し、対見込率も 79.4%と、計画の見込量を下回っています。また、利用時間数について令和 2（2020）年度は前年度より増加していますが、対見込率は 57.0%と、計画の見込量を下回っています。

障害種別では、身体障害のある人と精神障害のある人の利用時間数が、令和 2（2020）年度は前年度より増加していますが、いずれも第 5 期計画の見込量よりは下回る利用となっています。

■第 5 期計画の実績

障害種別	項目	単位	実績			第 5 期計画見込量との比較	
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 2 年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/年	411	393	330	378	87.3
	利用時間数	時間/年	74,988	52,354	55,770	88,186	63.2
知的障害 のある人	利用者数	人/年	320	298	261	361	72.3
	利用時間数	時間/年	58,301	42,807	42,282	73,714	57.4
精神障害 のある人	利用者数	人/年	285	280	228	233	97.9
	利用時間数	時間/年	49,700	30,060	34,200	58,165	58.8
障 害 の ある児童	利用者数	人/年	56	47	27	93	29.0
	利用時間数	時間/年	9,577	4,710	4,212	19,384	21.7
合 計	利用者数	人/年	1072	1018	846	1,065	79.4
	利用時間数	時間/年	192,566	129,931	136,464	239,449	57.0

※ 令和 2(2020)年度は、4 月～7 月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別	項目	単位	見込み		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害 のある人	利用者数	人/年	319	309	299
	利用時間数	時間/年	56,826	57,901	58,997
知的障害 のある人	利用者数	人/年	261	260	260
	利用時間数	時間/年	42,494	42,707	42,922
精神障害 のある人	利用者数	人/年	230	232	234
	利用時間数	時間/年	36,431	38,807	41,338
障 害 の ある児童	利用者数	人/年	21	16	12
	利用時間数	時間/年	3,536	2,968	2,492
合 計	利用者数	人/年	831	817	805
	利用時間数	時間/年	139,287	142,383	145,749

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑩ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の内容

事業名	事業内容
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対して創作的活動または生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。本市ではⅠ・Ⅲ型を実施しています。 Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業に併せて実施または委託を受けていることを要件とします。 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービス、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進を実施します。 Ⅲ型：運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業です。

■第5期計画の実績

地域活動支援センター事業は、2か所で実施しています。地域活動支援センターはⅠ型及びⅢ型が1か所ずつです。利用者数についてⅠ型では令和2（2020）年度は前年度より増加し、Ⅲ型では減少していますが、対見込率はⅠ型で110.3%、Ⅲ型で106.9%と、いずれも計画の見込量を上回っています。

障害種別	項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
基礎的事業	設置か所数	か所	2	2	2	2	100.0
	利用者数	人/年	271	282	278	253	109.9
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数	1	1	1	1	100.0
		利用者数	229	235	247	224	110.3
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数	1	1	1	1	100.0
		利用者数	42	47	31	29	106.9

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

障害種別		項目	単位	見込み		
				令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基礎的事業		設置か所数	か所	2	2	2
		利用者数	人/年	277	277	277
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数	か所	1	1	1
		利用者数	人/年	253	253	253
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数	か所	1	1	1
		利用者数	人/年	24	24	24

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

利用者数は増加傾向にあります。令和 2(2020)年度の対見込率は 112.5%と第 5 期計画の見込量を上回る利用となっています。

■第 5 期計画の実績

区分	単位	実績			第 5 期計画見込量との比較	
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 2 年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
訪問入浴サービス事業	人日/年	394	422	450	400	112.5

※ 令和 2(2020)年度は、4 月～7 月の実績をもとにした実績見込値です。

■第 6 期計画の見込量

区分	単位	見込み		
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
訪問入浴サービス事業	人日/年	523	609	708

見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 日中一時支援事業

利用日数について、令和 2(2020)年度は前年度より減少し、対見込率も 51.7%と、第 5 期計画の見込量を下回る利用となっています。

■第 5 期計画の実績

区分	単位	実績			第 5 期計画見込量との比較	
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 2 年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
日中一時支援事業	人日/年	1,755	1,529	972	1,880	51.7

※ 令和 2(2020)年度は、4 月～7 月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

区分	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
日中一時支援事業	人日/年	972	972	972

③ 社会参加事業

第5期計画に引き続き、第6期計画においても実施します。

■第5期計画の実績

区分		項目	単位	実績			第5期計画見込量との比較	
				平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
社会参加促進事業	点訳奉仕員養成講座	参加者数	人/年	5	8	5	10	50.0
	朗読奉仕員養成講座	参加者数	人/年	13	8	15	15	100.0
	要約筆記養成講座	参加者数	人/年	6	28	0	30	0.0
	自動車改造助成	利用件数	件/年	3	5	5	3	166.7
	点字・声の広報等 発行事業	利用者数	人/年	57	66	78	63	123.8

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第6期計画の見込量

区分		項目	単位	見込み		
				令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
社会参加促進事業	点訳奉仕員養成講座	参加者数	人/年	5	5	4
	朗読奉仕員養成講座	参加者数	人/年	15	15	15
	要約筆記養成講座	参加者数	人/年	30	30	30
	自動車改造助成	利用件数	件/年	6	6	7
	点字・声の広報等 発行事業	利用者数	人/年	81	84	86

※ 見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

4. 第2期障害児福祉計画/障害児支援の見込量と確保策

障害児支援を行うには、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害児のライフステージに応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害児が障害児支援を利用することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所とは、連絡会等を通じて、情報共有・研修等を行い、支援の質の向上及び支援内容の適正化に努めていきます。障害児入所支援については府を実施主体としますが、府との適切な連携や支援等により、本市における障害児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

（１）障害児通所支援、障害児相談支援等

■児童福祉法に基づくサービスの種類と内容

事 業	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■第1期計画の実績

区分	単位	実績			第1期計画見込量との比較	
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和2年度 (2020) 見込量	実績／見込量 (%)
児童発達支援	人/月	139	163	140	123	113.8
	人日/月	1,384	1,692	1,555	1,476	105.4
医療型児童発達支援	人/月	23	21	15	25	60.0
	人日/月	286	284	187	353	53.0
放課後等デイサービス	人/月	417	457	492	545	90.3
	人日/月	5,226	5,717	6,800	6,540	104.0
保育所等訪問支援	回/月	11	27	14	8	175.0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0.0
障害児相談支援	人/月	69	74	74	137	54.0
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0.0

※ 令和2(2020)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

■第2期計画の見込量

区分	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	人/月	188	205	213
	人日/月	2,154	2,462	2,589
医療型児童発達支援	人/月	20	19	19
	人日/月	277	272	272
放課後等デイサービス	人/月	557	630	713
	人日/月	7,642	8,162	9,652
保育所等訪問支援	人/月	17	21	26
	回/月	47	56	67
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	76	78	80
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	1

■子ども・子育て支援等の利用ニーズの見込量

区分	単位	見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用障害児数	人	752	821	897

（2）子ども・子育て支援事業計画との連携

障害児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があるとともに、都道府県及び市町村で策定される「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図る必要があります。

本市では「第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」を令和2（2020）3月に策定していることから、以下については、「第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」から抜粋した内容を記載しています。なお、見込量については、障害のある児童も含めた児童全体の数値です。

① 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保量

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて、次の3つの認定区分が設けられています。

- 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

【事業概要】

幼稚園：小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。

認定こども園：教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

保育所：就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。

地域型保育：施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業であり、①家庭的保育（保育ママ）、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪問型保育の4つのタイプがある。

【量の見込みと確保量】

■ 1号認定

認定区分	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
1号認定	人	574	1,347	513	1,281	562	1,181
確保量	人	582	2,035	582	2,035	582	2,035

■ 2号認定

認定区分	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
2号認定	人	817	1,630	763	1,647	883	1,638
確保量	人	856	1,777	903	1,882	973	2,032

■ 3号認定

認定区分	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3号認定	人	350	1,710	355	1,827	361	1,824
確保量	人	390	1,507	423	1,591	450	1,722

② 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により、通常の利用時間以外の時間において保育を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み	人	4,304	4,356	4,604

③ 放課後児童クラブ（チビッコホーム）

【事業概要】

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。新制度では、対象者を6年生まで拡大しています。

【量の見込みと確保量】

	単位			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
量の見込み	人	通年	低学年	1,630	1,629	1,584
			高学年	210	210	204
			全体	1,840	1,839	1,788
		夏期	低学年	134	132	129
			高学年	134	132	129
			全体	268	264	258
確保量	人	通年	全体	1,750	1,756	1,713
		夏期		260	254	242

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業概要】

生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み	人	1,499	1,466	1,436

⑤ 養育支援訪問事業

【事業概要】

支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育に向けた指導や助言を行い、子育て支援を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み	人	59	58	57

⑥ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談等を実施する事業です。

- 一般型：週3日以上、かつ1日5時間以上開設
- 連携型：週3日以上、かつ1日3時間以上開設

【量の見込み】

	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み	人	8,483	8,390	8,352

⑦ 一時預かり事業（幼稚園、保育所）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所にて、一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

《幼稚園》

	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み	人	111,039	105,822	106,695

《保育所・認定こども園》

	単位	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
量の見込み	人	3,049	3,016	3,003

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

① 制度の周知・啓発

障害福祉サービス等について、内容や手続きの方法がわからなかったり、知らなかったりといったアンケートの声もありました。利用者本人をはじめ、家族や支援者等に対し、あらゆる機会や媒体を活用し、継続的に周知・啓発を進めます。

② 関係各課・関係機関との連携

本計画に関する施策・事業を効果的かつ効率的に推進するため、「第4次岸和田市総合計画」をはじめ、「第4次岸和田市地域福祉計画」など、他の福祉関連計画との連携を図り、障害のある人や障害のある児童のニーズに対応するとともに、生涯を通して適切な相談・サービス提供等支援が行われるよう、関係各課・関係機関による連絡調整等に努めます。

③ 国、府、近隣市町との連携

本計画の内容は、本市が単独で対応できないものも含まれています。広域的な対応を必要とする障害のある人や障害のある児童のニーズについては、大阪府や近隣市町と連携して取り組んでいきます。

また、緊急時の対応等障害種別にかかわらず、必要な時に必要なサービスが受けられるよう、制度の充実について、国や府へ働きかけるとともに、各種の補助制度の拡充等、財政的支援についても要望していきます。

④ 専門的人材の育成・確保

新たなサービスを含め、増加・多様化するニーズに対応できるよう、サービス提供事業者等との連携を図るとともに、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者・機関が協力して取り組むことにより、専門的人材の育成・確保に努めます。また、障害福祉サービスの質の向上を図るため、府が実施する各種研修などへの参加を事業者に働きかけていきます。さらに、市の保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めます。

⑤ 計画の弾力的運用

今後の国の動向や社会経済情勢等の変化によっては計画内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価した上で(Check)、取り組みの改善・見直しを行う(Action)、PDCA サイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、見込量や目標値の達成状況を点検・評価し、この結果に基づき、必要な計画の見直しを行います。

本市では大阪府のスケジュールに合わせて、「成果目標」と「活動指標」について、岸和田市障害者施策推進協議会において点検・評価を行い、課題に対する必要な対応を図ることとします。

参考資料

1. 計画の策定経過

年月日	項 目	内 容
令和2(2020)年 7月27日(月)	第1回 岸和田市障害者 施策推進協議会	1 開会 2 委嘱状の交付について 3 委員自己紹介 4 事務局自己紹介 5 市長あいさつ 6 議事 (1) 会長の選出について (2) 会長代理の指名について (3) 第4次障害者計画の状況について (4) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の状況について (5) 第5次障害者計画、および第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について (6) アンケートについて (7) その他 7 閉会
8月18日(火)～ 9月7日(月)	障害福祉・障害児福祉に関するアンケート調査の実施	
9月1日(火)～ 9月25日(金)	計画策定に向けた団体アンケート調査の実施	
10月20日(火)	第2回 岸和田市障害者 施策推進協議会	1 開会 2 議事 (1) 障害者計画について ①第4次障害者福祉計画の事業評価について ②第5次障害者計画の基本的な考え方について (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画について ①第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標について ②第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画成果目標の設定の考え方について ③計画の構成について (3) アンケート結果の報告について (4) その他 3 閉会
12月18日(金)	第3回 岸和田市障害者 施策推進協議会	1 開会 2 議事 (1) 第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(素案)について (2) 意見聴取(パブリックコメント)の実施について (3) その他 3 閉会

年月日	項 目	内 容
令和3(2021)年 1月15日(金)～ 2月15日(月)	意見聴取（パブリックコメント）の実施	
3月中旬	大阪府との法定協議	
3月22日(月)	第4回 岸和田市障害者 施策推進協議会	1 開会 2 議事 (1) 第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）の諮問について (2) 第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）の意見聴取（パブリックコメント）報告について (3) その他 3 閉会

2. 岸和田市障害者施策推進協議会

(1) 岸和田市障害者施策推進協議会規則

平成 15 年 3 月 14 日規則第 7 号

改正

平成 22 年 8 月 26 日規則第 30 号

岸和田市障害者施策推進協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成 15 年条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、岸和田市障害者施策推進協議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募した市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 22 年規則 30 号〕

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 26 日規則第 30 号）

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(2) 令和2(2020)年度岸和田市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職	委 員 資 格
◎松端 克文	副学長	武庫川女子大学（文学部心理・社会福祉学科）
○大谷 悟	元教授	大阪体育大学（健康福祉学部）
大賀 征夫	理 事	一般社団法人岸和田市医師会
泉本 竜彦	副会長	一般社団法人岸和田市歯科医師会
根来 勝	会 長	社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会
藤原 亨	会 長	岸和田市民生委員児童委員協議会
寺田 一男	会 長	岸和田市身体障害者福祉会
今口 雅博	会 長	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会
岸上 知三	会 長	岸和田貝塚はづき会（精神障害者家族会）
松藤 洋二	会 長	岸和田市視覚障害者協会
小西 正	会 長	岸和田市聴覚障害者福祉会
高田 美穂	会 計	岸和田市肢体不自由児者父母の会
根来 初子	会 長	岸和田市手をつなぐ育成会
網代 正美	会 計	大阪障害児・者を守る会岸和田支部
叶原 生人	山直ホーム施設長	社会福祉法人いずみ野福祉会
藤原 淳司	光生療護園主任	社会福祉法人光生会
井ノ坂 福子	なごみ施設長	社会福祉法人かけはし
喜多田 誠子	—	学識経験者
黒澤 冠	—	学識経験者
谷 節子	—	市民委員

◎会長 ○会長代理

令和3(2021)年3月現在

3. 用語の説明

【あ行】

■あゆみファイル

発達支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた、継続した支援を行うためのファイル。幼児期から成人まで、様々なところで子どもが受けた療育・教育・サービスの内容を各機関が記入し、一貫した継続的な支援ができることをめざしている。

■一般就労

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のなかで、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいう。

■医療的ケア

痰の吸引や胃ろうによる経管栄養をはじめ、医師や看護師等による医療的な支援のこと。

■大阪府福祉のまちづくり条例

大阪府では、平成4年10月に大阪府福祉のまちづくり条例を独自に策定。福祉のまちづくりに関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、自立支援型福祉社会の実現に資することを目的とする。

【か行】

■岸和田市避難行動要支援者支援プラン

大規模な災害が発生したときに、自力での避難が難しい障害のある人や高齢者などの安否確認や避難支援等の支援のしくみについての指針となる計画。

■虐待防止

障害のある人に対する虐待は、平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立、平成24年10月1日より施行となっている。この法律による「障害者虐待」は、養護者及び障害者福祉施設従事者等、使用者（雇用主）による障害者虐待をいうと規定している。

■行政の福祉化

行政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携の下に、施策の創意工夫や改善を通じて、障害のある人をはじめひとり親家庭の父母や高齢者など就労困難な人の雇用、就労機会を創出し、「自立を支援する取り組み」のことをいう。

■協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動すること。本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いている。

■グループホーム

地域の住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、障害のある人が一定の経済的負担をおって数人で共同生活する住居。同居あるいは近隣に居住している世話人により食事の提供、相談その他の日常生活上の支援が行われる。

■ケアマネジメント

障害のある人及びその家族に必要とする支援を迅速かつ効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるために連携・調整・統合を行うこと。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

■権利擁護

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障害のある人が安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。

■高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害を抱え、生活に支障を来す障害。

■工賃

一般的には、物品の生産・加工に要した労働に対して支払う金銭、手間賃。大阪府では、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針に基づき、毎年の工賃の実態調査を実施し、目標工賃や目標工賃の達成状況を公表している。この中で、工賃の範囲を「工賃、賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。」としている。

■コーディネーター

ものごとを調整する役の人のこと。また、異なる立場の人々の間の合意を形成したり、多くの人の参加を促進する役割を果たしたりする人のことをいう。

■コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）

地域において、支援を要する人たちの生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を要する人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との連携の調整等を行う専門的知識を有する人のこと。大阪府が主唱し、府内の各市町村が各所に配置をしている。

【さ行】

■肢体不自由

上肢、下肢、体幹の機能や運動機能に障害のある状態。

■市民後見人

成年後見制度によって活動する後見人の一種で、弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の、市民を含めた後見人のこと。また、法人後見とは、個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識や能力、体制などを備えた法人を成年後見人等として選任すること。法人は社会福祉協議会、福祉関係の公益法人、社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うために設立された公益法人、NPO法人等が対象となる。

■障害支援区分

障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に示す区分であり、市町村がサービスの種類や提供する量を決定する場合に勘案すべき事項の一つ。区分1から区分6まである。

■障害者基幹相談支援センター

障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

■障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する機関。（岸和田市は、泉州中障害者就業・生活支援センターが管轄）

■小規模多機能型居宅介護

重度の要介護状態や認知症となっても自宅で生活を続けていくことができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

■小地域ネットワーク活動

地区福祉委員会が主体となり、地域の高齢者や障害のある人、児童、子育て中の親子等、自立生活を行う上で支援を必要とする人一人ひとりを対象に行う、地域住民による支えあい・助けあい活動のこと。

■情報のバリアフリー化

視覚や聴覚に障害のある人が支障なく情報通信を利用できるようにすること。

■自立支援医療（精神通院医療）

精神障害を持ち、継続的な入院によらない精神医療（通院医療）を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度。

■自立支援協議会

地域の障害福祉にかかわる定期的な協議・調整の場として関係機関の参画のもとに設置。障害のある人や家族などを支えるために必要な協議・検討・調整などを進める。

■身体障害

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の5つに分類されている。

■スキルアップ

技術や能力を高めること。

■精神障害

統合失調症、気分障害（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

■成年後見制度

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人を保護・支援する制度。後見人は、財産管理や契約における代理・同意等を行う。

【た行】

■第三者評価

介護保険サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるよう、サービス事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行うサービス。

■地域活動支援センター

障害者総合支援法によって定められた、障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する機関。

■地域包括ケアシステム

だれもが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、住民のニーズに応じて一体的・体系的に切れ目なく提供するしくみ。

■地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するための中核的機関。介護予防や権利擁護の推進、高齢者本人や家族からの相談対応を行うとともに、必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

■地域リハビリテーション

障害のある人や高齢者が住み慣れた所で、そこに住む人々とともに、生涯安全にいきいきとした生活が送れるように、医療や保健・福祉及び生活にかかわるあらゆる人々のリハビリテーションの立場に立った活動。

■知的障害

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に障害がある状態。

■特別支援教育

従来の特殊教育の対象とされる障害だけではなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

■特別支援教育コーディネーター

学校内、または福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人のこと。

【な行】

■内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害の 7 つの障害の総称。

■難病

原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。

■ニーズ

ニーズとは、「必要」・「要求」等と訳される。ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）やケアマネジメントにおいては、アセスメント（利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、様々な情報を収集・分析すること）によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことを「ニーズ」という。

■日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らし続けられるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や金銭管理などを行う事業。

【は行】

■発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

■バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差解消などハード面（施設）にとどまらず、障害のある人の社会参加を困難にするソフト面での障害（制度、偏見等）の除去も含む。

■福祉避難所

災害時に、介護の必要な高齢者や障害のある人等を一時的に受け入れて介護する施設。

■ハローワーク

公共職業安定所の愛称。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。

■ホームヘルプサービス

障害のある人の家庭を訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、身体介護や家事援助などを行うサービス。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

【ら行】

■ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分される。

■レスパイト

介護を要する高齢者や障害のある人の家族が一時的に、一定期間介護から放れ、それによって日頃の身体的・精神的な疲れなどを回復すること。

第5次岸和田市障害者計画



第6期岸和田市障害福祉計画・第2期岸和田市障害児福祉計画

発行年月：令和3（2021）年3月

編集・発行：岸和田市福祉部障害者支援課

子ども家庭応援部子育て支援課

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

TEL：072-423-2121（代表）

FAX：072-431-0580
